

3. 道路交通分離施設。

道路交通分離施設は、公安交通管理部門が都市の道路上に一定の建築材料を用いて製作した物で、車両と車両、歩行者と車両を分け、それぞれに規定された路線を通行するようにさせるのに使用する。道路交通分離施設には、グリーンベルト、ガードレール、分離帯がある。

(1) 歩行者用ガードレールは歩道の外側、非原動機付車両の車道と歩道の間設けられ、歩行者の歩道通行中の安全を守り、歩行者がやたらに道を横切ったり、低速車道に入ったりするのを防ぎ、また歩行者が、これを跨いだりするのを禁止し、それによって、万一の事故の発生を防止する。

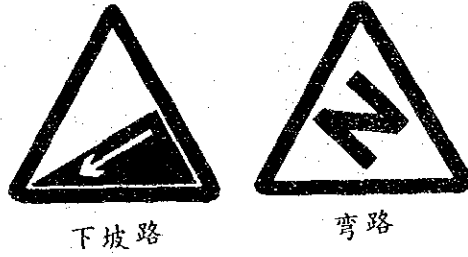
(2) 分離帯。コンクリートの台と鉄のパイプをつないだもの。高・低速車道の間設けられたものは、車道区分帯といい、原動機付車両と非原動機付車両の道路を分けるのに使われている。また、中間に設けられたものを中央分離帯といい、上下車線を分けるのに用いられる。分離帯を設けることは、区分通行に便利で、それぞれの車線の通行、安全でスムーズな通行の確保にも役に立つ。

4. 交通標識。

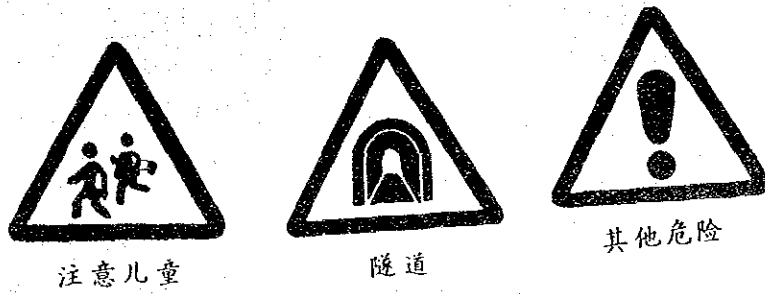
交通標識は、特定の形、色、図案、字、符号からできた看板で、道路上の運転者、自転車に乗っている者、歩行者を拘束、誘導するものである。現行の交通標識は、それぞれの作用の違いから、警戒標識、規制標識、指示標識、案内標識、補助標識の5種類に分けられ、全部で111種類ある。

警戒標識 (図22)

車両、歩行者に、危険な場所に注意するよう警告する標識で、正三角形、黄色の地に、黒い縁どりがされ、図案は黒で描かれている。あわせて21種。

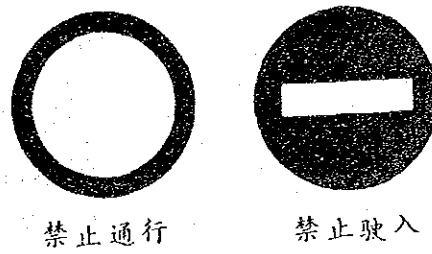


(图22)



規制標識 (图23)

車両、歩行者のある行為を禁止したり、あるいは制限を加えたりする標識で、円形、白地に、赤い縁どりがされ、図案は黒で描かれている。あわせて28種。

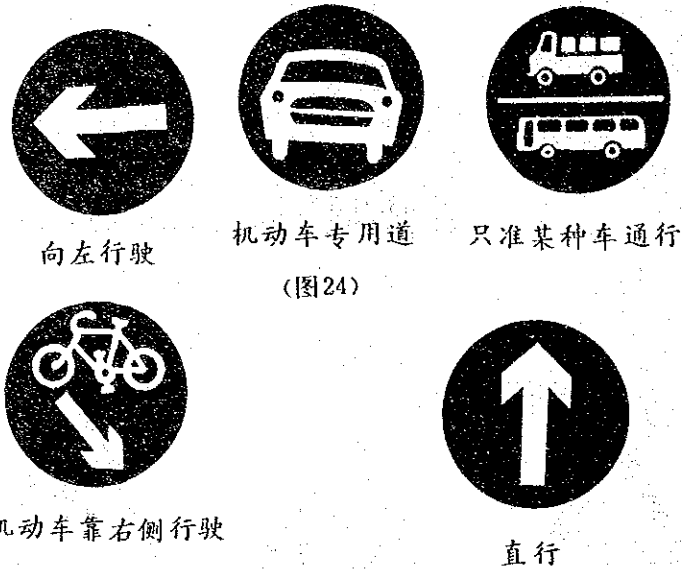


(图23)



指示標識 (図24)

車両にどのように通行、停止するか、歩行者にどのように通行するかを指示する標識で、円形、青地に、白の図案が入っている。あわせて27種。



案内標識 (図25)

車両、歩行者に道の案内をし、車両、歩行者にある交通行為を選択させるための標識で、四角形、あるいは五角形。青の地に、赤、白、黒の3種の図案がある。あわせて25種。

(图25):



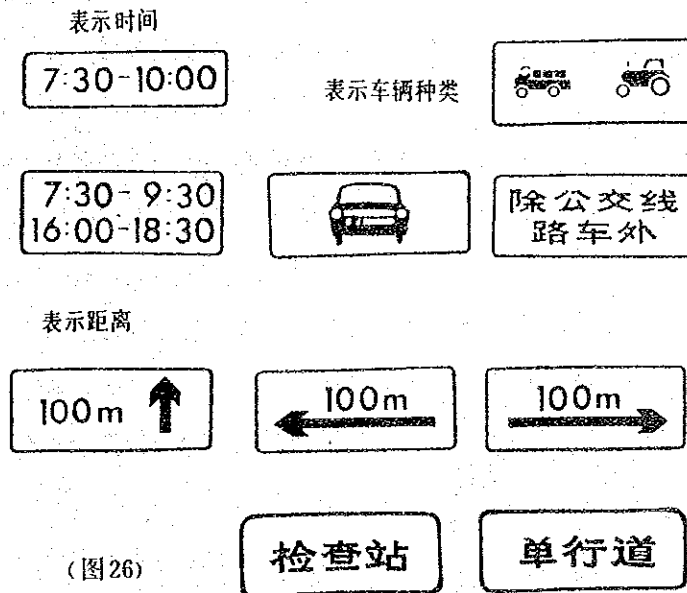
補助標識 (図26)

警戒、規制、案内標識の下に、主標識の実施時間、車種、距離、理由を補足するもので、単独で用いることはできない。四角形。白地に黒い縁どり。あわせて10種。

道路交通管理施設は、道路交通管理関係の重要な設備で、すべての車両、歩行者が都市、町村の道路上で守らねばならない規則内容を示しており、一定の強制力を持っている。交通管理施設が示している規則内容に違反することは、交通法規を犯すことであり、規則違反処罰関係の条項の処理を、当然、受けなければならない。交通管理施設の規定に違反した結果、交通事故が起こった場合は、その刑事責任が追及される。

道路交通管理施設が交通管理上で果たす役割は、たいへん広く、車両の運転者や歩行者に道路交通上の各種の情報、状況を提供するばかりでなく、車両、歩行者が通行してもよいのか、どのように通行するのか、というような行動の基準を与え、また、交通警察の仕事軽減し、警察力を節約して、仕事の効率、効果も高めており、このため、人々が「いつも休まぬ交通警察」というのも、それだけの理由があるのだ。

道路交通活動に関係するすべての人は、すべての交通施設の意味を理解し、交通施設の規定している内容に基づき、どのように通行したり、停止するのかを知り、また同時に、自主的に交通施設の規定を守り、「交通警察」が良き都市道路の交通秩序を守るのに協力しなければならない。



(图26)

2. 都市道路上の通行

—— どんな権利と義務があるのか ——

都市の道路交通を成り立たせている三つの基本的要素とは何か。あなたは、現代社会における交通の地位と役割を知っているだろうか。

道路を通行する者全員が、しっかりと守らねばならない規則とは何か。その規則は、道路上で、私たちがどんな権利を享受でき、どんな義務を果たさねばならない、と規定しているのだろう。よく次の文章を読んで勉強してほしい。

衣、食、住、行は、人類が生存するうえでの4大基本要素である。そのうちの“行”は、交通である。私たちは、この交通なしでは生存できないのだ。現代社会で生活している人は、ほとんど毎日、交通と付き合っている。物質生活を支える品々すべてが、この「交通」という橋を通じて輸送されているというように。

交通とあなたの関係は、だから、とても密接なのだ。私たち学生についていっても、毎日、学校にきて勉強し、いろいろな社会活動に参加しているし、日曜・祭日となれば、また家族やクラスメートと遊びに出かけたり、友だちを訪ねて行ったりする。そんなとき、歩いて行くにしても、自転車に乗って行くにしても、いずれも、交通活動に参加していることになるのだ。

現代社会における道路交通は、人、車、道の3大要素から成り立っている。どの一つも欠かすことはできない。人は、道路交通の主人公で、人なくしては交通活動はありえない。車は、人々が借用する交通手段だが、この車なしでは、交通活動は原始時代の立ち遅れた状態に戻ってしまう。道路は、交通の基礎で、人と車が活動する場所であり、この道路なくしては、交通は語れない。

社会の生産力の発展に伴って、道路が絶えず建設され、車は日に日に新しく、多くなり、人口もまた、絶えることなく増え続け、道路交通は、日増しに発展してきている。調査によれば、上海の都市部の常住人口は692万人で、毎日150トンのブタ肉、トリ肉、アヒル肉や卵350トンが消費され、1万トンのゴミが片づけられる。

こんな単純な生活必需品をとってみても、毎日、実に3,600台の4トントラックの輸送が必要となる。現在、市場に出る野菜は、毎日6、7万トンで、全市で毎日3,000台のトラクターが出なければならない。また、人々の通勤や外出などで、公共交通の会社は、毎日5,000台の大型乗用車を絶え間なく動かしている。こんなわけで、交通安全とスムーズな通行を確保するのは生産と生活にかかわる大事業なのである。

都市の道路の交通事情を改善するためには、一方で、交通管理施設を、遅れたものから近代的なものに換えなければならないし、また一方で、科学的管理を強化して、複雑に絡み合った、人、車、道の関係を調整する必要がある。「都市交通規則」は、国の法律の一部として、この関係を調整する行為規則である。我が国の「都市交通規則」は、すべての車両の右側通行、「それぞれの専用道の通行」という原則を定め、これを前提として、歩行者、自転車に乗っている人、運転者等、道路上を通行するすべての人に、国が一定の通行権利を与えるとともに、また、その果たさなければならない義務を規定している。

すなわち、私たちが道路で交通活動をする場合、「交通規則」が、私たちはどのようにしなければならないか、また、どのようにしてはいけないか、どんな行為が合法的で、どんな行為が違法か、どのように他人の権利を尊重しなければならないか、どんな義務を果たさねばならないか、どんな行為が他人の権利を犯すもので、どんな処罰を受けねばならないか等々を規定しているのだ。

だから、私たちのように道路の交通活動に加わっている者は、みな、この権利や義務を熟知していなければならないのだ。特に、私たちのようなこれから社会に出て仕事をすることになる高校生は、まじめに法を学び、法を知り、法を守ることが、さらに必要である。

それでは、「都市交通規則」は、道路上で活動するすべての人々に、どのような権利と義務を定めているのだろうか。これは、主に通行の権利と、他人の先行権を尊重する義務とにまとめることができる。

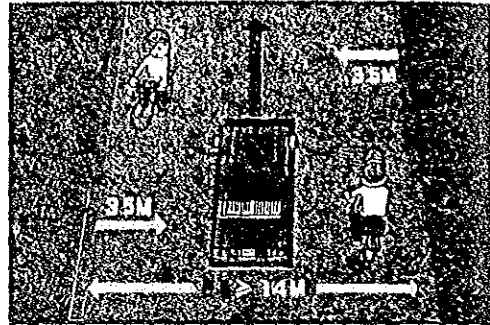
1. 通行権の意味

交通活動をするすべての人の合法的権利を保障するため、交通規則は、道路を原動機付車両用車道、非原動機付車両用車道、歩道、横断歩道に分けるように定めている。車両、歩行者は、それぞれ定められた道路内を通行する場合に、その通行権を享受することができる。

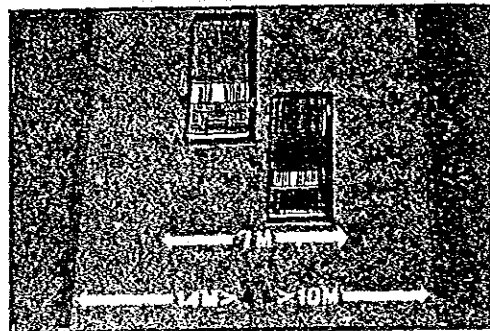
すなわち、車道区分標示がある道路上では、原動機付車両は原動機付車両用車道内を通行する場合、通行権を持ち、非原動機付車両は、非原動機付車両用車道内を通行する場合、その通行権を持ち、歩行者は歩道と横断歩道を通行するとき、その通行権を享受することができる。(図27)



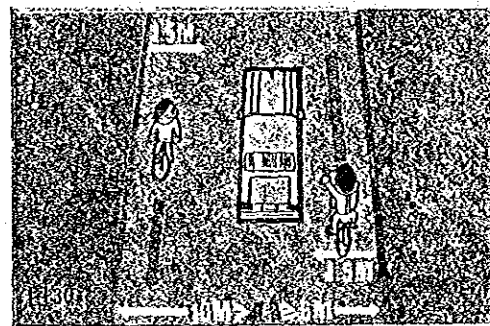
車道区分標示がない車道では、路幅が14m以上の場合、道路の両側から各3.5mを非原動機付車両用車道とし、残りを原動機付車両用車道とする。(図28)



車道の路幅が14m未満、10m以上の場合、7mを原動機付車両用とし、残りの両側を非原動機付車両用車道とする。(図29)



車道の路幅が10m未満、6m以上の場合、道路の両側それぞれ1.5mを非原動機付車両用とし、残りを原動機付車両用車道とする。(図30)



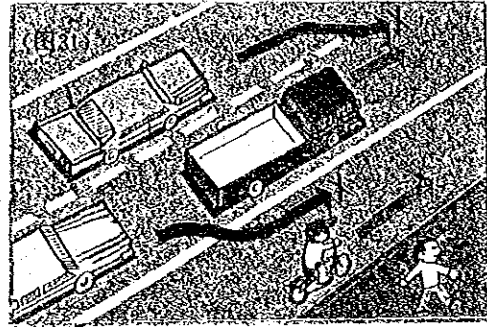
上述の規定に基づき、私たちは、道を歩くときは必ず歩道を、道路を渡るときは必ず横断歩道を歩かなければならず、もし、勝手に、非原動機付車両用車道や原動機付車両用車道に入れば、それは非原動機付車両や原動機付車両の通行権に対する一種の侵犯行為となり、これが原因で交通事故が起こった場合は、その責任の主要な部分、あるいは全部を負わなければならない。

私たちは、自転車に乗る場合も、定められた非原動機付車両用車道を走らねばならず、勝手に、原動機付車両用車道や歩道に入れば、それは、原動機付車両や歩行者の通行権の侵犯となり、それによって交通事故が起きた場合は、主な責任、あるいは、すべての責任を負わなければならない。

2. 先行権の意味

車両、歩行者が、道路上で、共に通行権を享受するという前提のもとで、双方に衝突が起こるのを避け、交通秩序を守り、交通安全を保障するため、交通規則は、誰が先行し、誰が他の人を先行させねばならないか、はっきりと定めている。これを優先権というが、これがすなわち先行権である。この先行権には、二層の意味がある。

- (1) 「それぞれの専用道に行く」という原則に基づき、もともと定められている車道、あるいは歩道、横断歩道内を通行する車両、歩行者は、先行権を有する。一時的に、車道を変え、他の道を借用、通り抜けたり、他の道に進入したりする者も、この先行権を妨げることはできない。(図31)



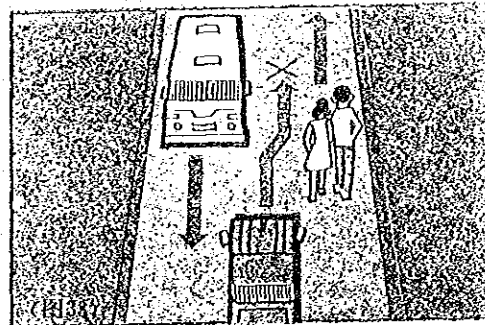
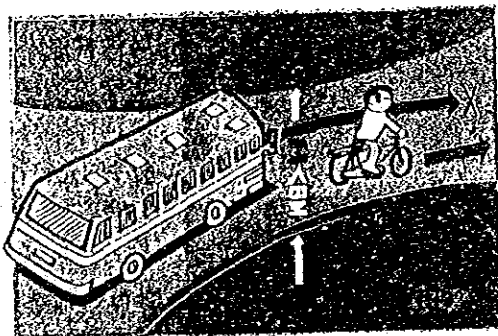
- (2) 交通規則の避譲行為に関する規定に基づき、道を譲らねばならないほうの者は、相手の先行権を妨げてはならない。

まとめると、二つの路線が交差しぶつかる場合、必ず、一方に通行権と先行権があり、もう一方には、相手の通行権あるいは先行権を尊重する義務があるのである。もし、違反行為があれば、それは、権利の侵犯にあたる。

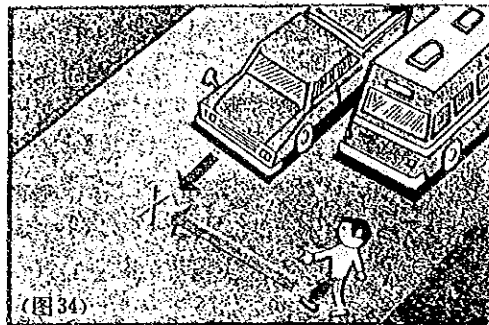
交通規則の先行権に関する規定は、たいへん具体的である。ここにいくつか、学生と深い関係がある例を挙げて、解説をしてみる。

交通規則の先行権に関する規定は、たいへん具体的である。ここにいくつか、学生と深い関係がある例を挙げて、解説をしてみる。

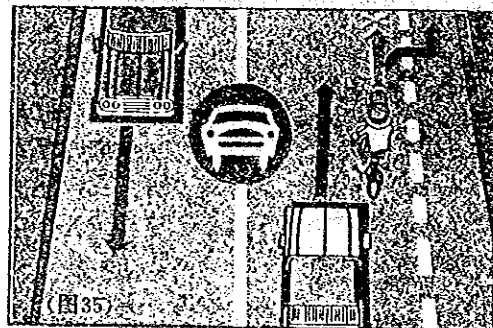
- ① 路幅が6m未満の道路では、右側にぴったり寄って通行している車両、歩行者は、前を通行している者が、その先行権を有す(図32)。すなわち区分線のない、幅6m未満の路上では、前を通行している者が先行するという原則が定められているのである。
- ② 歩道のない所では、道路両側それぞれ1mの路面(非原動機付車両用車道内を指す)内を右に寄って通行している歩行者が先行権を有す(図33)。



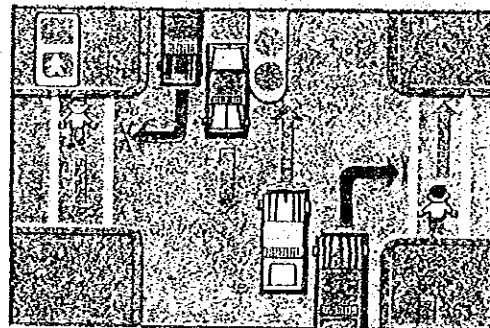
- ③ 横断歩道のない道路では、歩行者は、道路を横切るとき、車両の先行権を妨げてはならない(図34)。



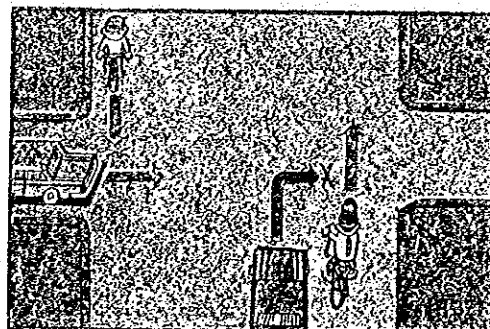
- ④ 非原動機付車両に乗っていて、何らかの理由で、原動機付車両用車道内に入って通行するとき、そこを正常に通行している原動機付車両の先行権を妨げてはならない(図35)。



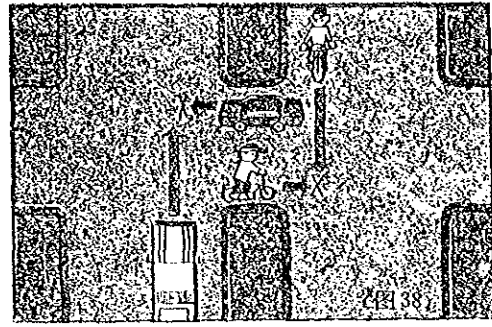
- ⑤ 歩行者用信号灯のある所で、歩行者は、青の信号に従って通行する場合、先行権を有す(図36)。歩行者用信号灯がない交差点では、緑の信号に従って通行している車両が先行権を有す。



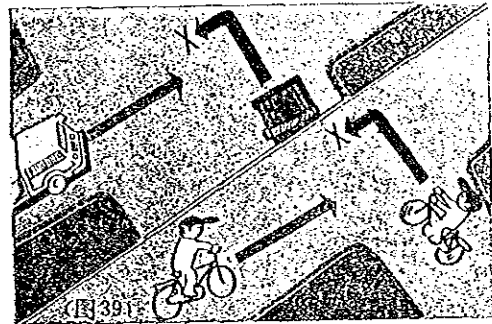
- ⑥ 交通信号灯のない交差点で、非原動機付車両と、原動機付車両が出合った場合、原動機付車両が先行権を有す。ただし、同じ方向からきた、右折する原動機付車両と、直進する非原動機付車両が出合ったときは直進する非原動機付車両が先行権を有す(図37)。



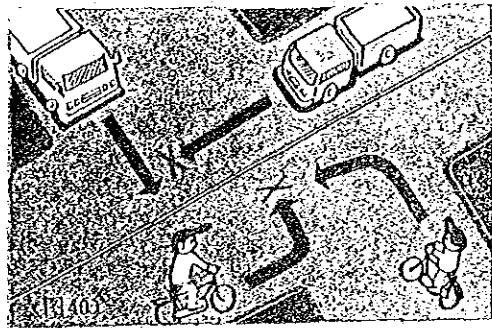
- ⑦ 幹線道路の原動機付車両と非幹線道路の原動機付車両が出合った場合、幹線道路の車両のほうが先行権を有す。また、幹線道路の非原動機付車両と非幹線道路の非原動機付車両が出合った場合も、幹線道路の車両のほうが先行権を有す（図38）。



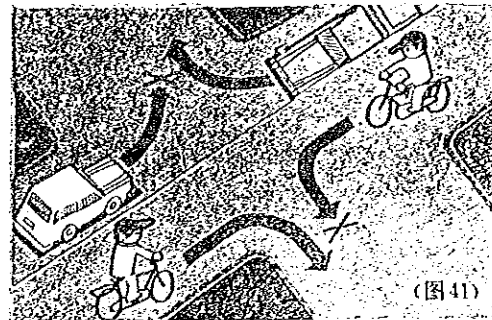
- ⑧ 幹線、非幹線の区別がない交差点で、同種の車両、原動機付車両同士、非原動機付車両同士が出合った場合、左右折車両が直進車両を先行させる（図39）。



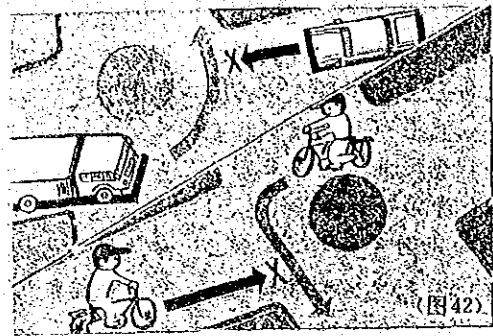
両方とも直進、あるいは両方とも曲がる場合は、右側のほうの車を先行させる（図40）。



また、右折車と左折車が出合ったときは、右折車が先行権を有す（図41）。



- ⑨ ロータリー交差点で、同じ種類の車両が出合った場合、交差点を出るほうの車両が先行権を有する（図42）。



- ⑩ すべての車両、歩行者は、任務遂行中の消防車、パトカー、救急車、緊急工事車両を先行させなければならない。

まとめると、道路上で交通活動にかかわるすべての人は、みな、交通規則に照らして、自分の通行の権利を行使し、同時にまた、他人の先行権、通行権を尊重するという義務を果たさねばならないということである。権利と義務は一つの統一体で、自分の権利を正しく行使できない者は、えてして、他人の通行権、先行権を守る義務も果たせない者である。

私たち学生の中にも、しばしば他人の通行する権利を侵す者を見かける。例えば、登下校時、歩道を歩かず、三々五々低速車道のほうを歩いている学生がいるし、自転車に乗っても低速車道を走らずに、自動車と道を取り合っている者もいる。

放課後に校外活動をするときにも、道路の上で追いかけっこをしたり、騒いだり、いろいろなことをして交通を妨げるし、夏の夜、涼みに出ては、車道で輪になって座ってみたり、寝てみたりしている。これは、いずれも、他人の通行権あるいは先行権を侵す行為で、やはり一種の違法行為である。

私たち一人一人が、この文章を通じて、自分の権利をはっきりと知り自分の義務を果たし、法を守る良い学生になることを望む。

3. 自転車は「自由車」ではない

—— 自転車に乗るとき守らねばならない規則 ——

あなたは、上海に、現在、どのくらいの自転車があり、上海の交通事故のうち、自転車の交通事故が、どのくらいの比率を含めているか、知っているだろうか。それでは、一番してはならないことは何だろう。どうしたら交通事故を避けられるのだろうか。下に書いた常識をすべて身につけたら、あなたは自転車に乗っても、きっと安全を守れるだろう。

自転車は、我が国の都市交通の中で、個人的性格を持った交通手段である。自転車は、軽く小回りがきくし、速さも自由自在、人も物も乗せられ、修理も便利で価格も安い。そのうえ、燃料も要らず、排気も騒音もないし、体を鍛えることもできる、というわけで人々に愛用され、日常的な交通機関となっている。

この数年、人民生活の絶え間のない向上に伴い、自転車を買う人もだんだん多くなり、自転車量は猛烈な上昇をみせている。1981年来、上海市では、毎年続けて約40余万台増加し、現在、全市の自転車台数はすでに400万台を超え、ほとんどどの家にも自転車が買い置かれ、大小の通りのどこにも自転車が見られるという状況になっている。

推計によると、我が国の自転車台数は、すでに2億台を大きく超え、これが我が国が「自転車王国」と呼ばれる所以となっている。自転車の猛烈な増加は、本市の狭い道路には大きな負担となり、ラッシュ時には、多くの交差点、路上で、自転車の通行量が飽和状態になって、しばしば渋滞を招き、秩序の混乱を呈している。

例えば、自転車の急増は、多くの歩行者にも迷惑を及ぼしている。長蛇の列をなした自転車が、まるで川が流れるように絶え間なく続くので、歩行者は、道を渡ろうにも渡りようがなく、その上で、うっかりすれば、ぶつけられてしまう、というような情景がしばしば見られる。

また、自転車の急増は、自動車の運転手にも手を焼かせている。自転車が自動車の間を縫うように行き来したり、自動車と道の奪い合いをしたりするたび、運転手は、絶えずクラクションを鳴らし、ブレーキを踏み続けなければならない、自動車の速度は大幅に下がり、輸送の効率も大きく低下してしまう。

自転車の急増は、また、交通安全にも悪い影響をもたらしている。自転車に乗る人のうち、かなりの数にのぼる人たちは、法の観念が薄く、交通規則を守らず、気ままに違反を犯し、自転車を“自由車”と思って、したいほうだいをし、自転車事故多発の原因となっている。

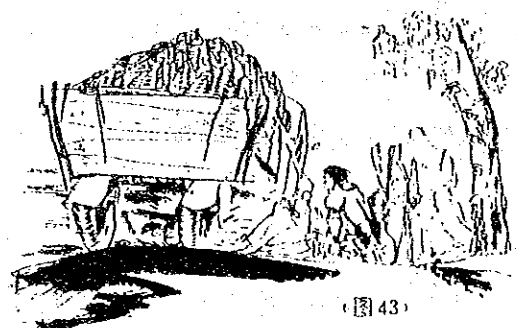
統計によると、上海では、1985年に、自転車に乗っている者に主な原因があって発生した交通事

故が2,459件あり、211人が死亡、2,267人が負傷している。これは全市の交通事故総数7,121件の3分の1を含めている。また、自転車と関係した事故の50~60%を占めているが、こうした自転車事故のうち、かなりが中・高生の自転車騎乗中に起きている。

これらの学生のうちかなりの者は、交通規則を学んだことがなく、安全の常識に欠け、それに加えて、乗車のテクニックも悪く、判断力も足りないので、危険に遭うと、しばしば慌てふためいて、本来なら避けることのできる交通事故も防ぐことができなくなってしまう。

最近、市公安局交通処が中・高生の交通事故121件について分析したところによると、うち101件が、学生の自転車騎乗時の規則違反と関係があった。14歳の張勤という中学生は、ある日、自転車に乗って、浦三路を、北から南に何かって通行していた。自転車の荷台には、クラスメートの陳彤育が乗っていた。

自転車が六里駅の近くまで来たとき、張勤は、クラスメートの張旭が前を走っているのを見つけ、彼を呼びながら右手で張旭を押した。その力の反作用で、張勤の自転車は左に傾き、ちょうど後からきたトラックのガソリタンクに触れて倒れ、張勤は、トラックの右後輪にひかれ即死した(図43)。



(図43)

張勤は、自転車に乗っていて他の人とふざけた結果、このような悲惨な最後となった。曹陽三中(高校)の女子学生・汪健18歳は、自転車に、規則に違反して人を乗せ、瓌陽路杏山路を北から南に向かって走っていた。このとき、94番路線のバスが、彼女と同じ方向からやってきた。途中、彼女は、前に1台のリヤカーが停められているのを見て、後に乗っていた妹に降りるように言った。妹はすぐに飛び降りたが、その瞬間、自転車はバランスを崩し、ハンドルが激しく揺れて、後のバスの真ん中のドアと接触したあと倒れ、汪健はバスの右後輪にひかれて死亡した(図44)。



(図44)

この二つの事故は、いずれも、自転車に乗っていた者が交通規則に違反していたか、あるいは安全のための常識に欠けていたために起こったものである。これでもわかるように、交通規則を学び、規則をよく知り、規則を守ることは、交通安全のためには、とても大切なことである。

それでは、自転車に乗って外出するとき、どんな規定を守らなければならないのだろう。また、してはならないのは、どんなことだろう。

1. 自転車に乗って赤信号を突っ切ってはならない。(図45)

各種の車両とも、交差点で赤の停止信号に遭ったときには、停止線（あるいは、横断歩道線）の外側（手前）で停止し、赤信号を無視して突っ切ってはならない。赤信号のときには、横のほうは、ちょうど緑の信号で、車両が停まらずに、どんどん交差点を通過しており、このときに赤信号を無視すれば、横からくる車両も停まるのに間に合わず、衝突事故が起こる可能性がある。また、交通秩序も乱される。



(図45)

2. 自転車に乗っているときは、高速車道を走ってはならない(図46)。

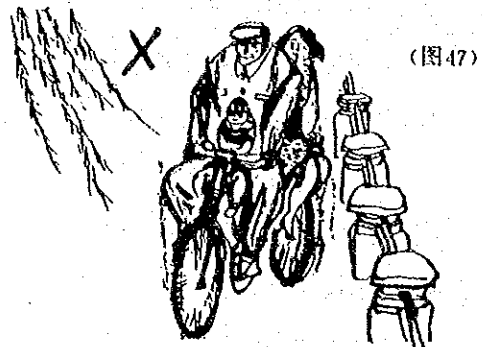
ふつうの道路は、みな、高・低速車線に分けられていて、原動機付車両は高速車線で通行権を持ち、非原動機付車両は低速車線で通行権を持っている。これは、原動機付車両と非原動機付車両では速度が異なるため、高・低速車線に分け、区分通行を実行することで、互いに混ざりあって接触事故を起こすのを防ぐためのものである。だから、自転車に乗る者は、必ず低速車線を走らねばならず、高速車線に入ることは一種の権利侵犯行為となる。また、高・低速車線が区分されていないところでは、自転車は、道路の右に寄って通行しなければならない。



(図46)

3. 市街地では、自転車は、ほかに人を乗せることはできない(図47)。

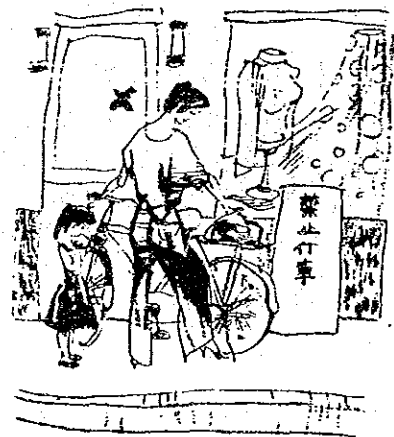
自転車の設計・造型は、1人乗りをもとにしてなされていて、1人で乗る場合は、バランスも保ちやすく、前・後輪にかかる力も適当であるが、もう1人乗せると、車両の重心が移って、前が軽く、後が重くなって、ハンドル操作がむずかしくなり、そのうえ、後の人と前の人の息もなかなかうまく合わないもので、なにか事が起こると、しばしば対応が間に合わず、車も人も倒れて、死傷事故となりやすい。



(図47)

4. 自転車は、道路上、歩道上に、むやみに停めてはならない。(図48)

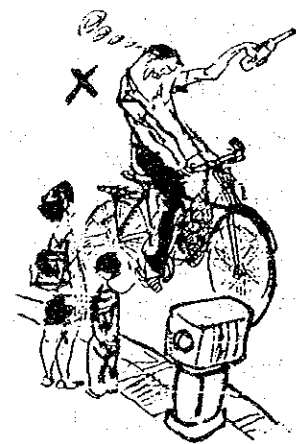
上海の道路は一般に狭く、往来する車両や歩行者も多いため、道路上にむやみに自転車を止めると、車両や歩行者の通行の妨げとなり、交通を渋滞させ、秩序の混乱を招くことになる。このため、自転車は、必ず駐輪場に停めるか、駅内、あるいは臨時の駐輪所に停めなければならない。



(図48)

5. 酒に酔って自転車に乗ってはならない。(図49)

酒を飲むとアルコールが血液中に入り、大脳や神経に影響を与え、人の反応を鈍らせる。また、酒に酔うと、人はさらに自制能力を失い、頭が疲弊し、ぼんやりとする。このようなとき自転車に乗ると、いろいろな状況に気づくのが遅れるばかりでなく、その状況に対し、有効な対策をとることができない。このため車や人にぶつかったり、倒れたり、という事故がしばしば起こる。そんなわけで、交通規則は、酒に酔った者は、いずれも自転車に乗ってはならない、と定めている。



(図49)

6. 自転車は逆方向に走ってはならない(図50)。

都市交通規則は、すべての車両が右側通行するように定めており、勝手に走行する車両があれば、他の車の正常な通行の妨げになることは必至で、しばしば交通渋滞を引き起こしたり、交差するときに接触事故を起こしたりしている。



(図50)

7. 自転車に乗る場合、肩に手をかけて並進してはならない(図51)。

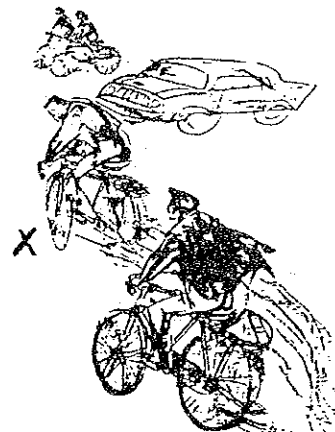
2台の自転車が並行し、肩に手をかけて通行すると、2台の車は、当然、とても接近して走ることになり、一定の横の距離を保てず、ちょっとした不注意で、容易に接触、横転を起こす。また、低速道路は比較的狭く、並行して走ると、大きく道を占めることにもなり、他の車の通行の妨げともなりがちである。



(図51)

8. 自転車に乗って、ジグザグ走行したり、競争したり、追いかっこをしたりしてはならない(図52)。

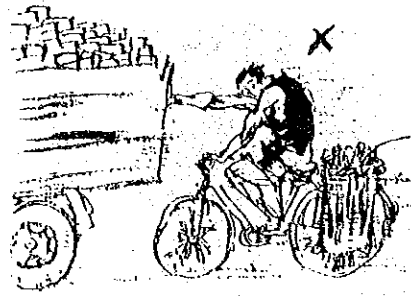
道路上は、車や人が往来し、たいへん混雑しているので、そこで、S字形に走ったり、いろいろなテクニックを使ってみたり、ふざけたり、あるいは追いかっこをしたりするのは、とても危険な行為で、他の車両や正常な通行に影響を与え、通行を妨害して、交通秩序を乱すものであり、絶対に許すことのできない行為である。



(図52)

9. 自転車に乗って、他の車両につかまって通行してはならない。(図53)

自転車に乗って、片手でハンドルを握り、片手で自動車につかまって、自動車についていくのは、たいへん危険なことである。自動車の速度は自動車の何倍もあり、そのうえ自動車の後にくっついていると、前方の道路状況も見えないので、いったん自動車が急ブレーキをかけると、自転車に乗っているほうは、どうすることもできず、ブレーキも間に合わずに、事故につながる可能性がとても高い。



(図53)

10. 自転車に乗って傘をさしてはならない(図54)。

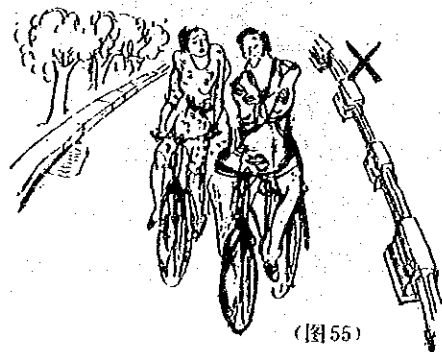
自転車というのは、両手でハンドルを握って車両のバランスを保つようにできており、また、ブレーキ、ベルも、みな、ハンドルのところに取り付けてある。こうなっているので、何か必要な場合には、すぐにベルを鳴らしたり、ブレーキをかけたり方向をコントロールしたり、ということがす早くできるのであろう。片手に傘、片手にハンドルだと、バランスを失いがちのうえ、何かに対応するのに不便である。また、広げた傘が風の力を受け、自転車を揺るがせ、重心が保ちにくいし、強い風が吹けば、自転車が倒れることもあり得る。



(図54)

11. 両手をハンドルから離して自転車に乗ってはいけない(図55)。

走っているとき、自転車は、人の両手によってバランスを保たれており、曲がる、ベルを鳴らす、ブレーキをかける等も、いずれも、両手によって、なされている。両手ともハンドルから離れたら、自転車のスピードを上げることによってのみ、バランスが保たれることになり、危険な状況に出遭っても、ブレーキも間に合わず、また、避けることもできずに、車や人にぶ



(図55)

つかったり、横転したりするのは必至である。だから、両手をハンドルから離すということは、厳しく禁止されなければならない行為である。

12. 交通量の多い路上で自転車に乗る練習をしてはならない (図56)。

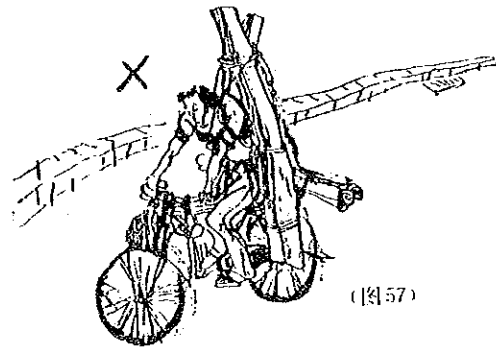
幹線道路は、人や車が行き来し混雑している。自転車に乗り始めたばかりで、自転車の性能や特徴が、まだ、よくわかっていない人は、自転車に乗るとき、左右に揺れたり、ジグザグに走ってしまったりするので、このような道路を走ると、他の車両の正常な通行を妨げるばかりでなく、また、人にぶつかったり、他の車両と接触したりする可能性がある。



(図56)

13. 自転車に物を乗せるとき、幅、長さ、重さの制限を守らなければならない (図57)。

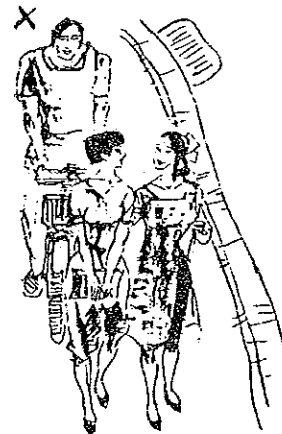
交通規則は、自転車の積載について、幅は、ハンドルを超えてはならない、高さは、乗っている人の両肩を超えてはならない、長さは、自転車の長さを超えてはならない、と定めている。これは、自転車は、もともと1人が乗るようになされたもので、乗せられる重さも、1人分を考えて作られており、重すぎると、左右に揺れ、バランスを失うためであり、また、長さや幅が基準を超えると、必然的に、他の車の通行の邪魔になり、人や車をひっかける可能性もあって、たいへん危険なためでもある。



(図57)

14. 歩道上で自転車に乗ってはならない (図58)。

人と車が混ざり合うのを避け、車両、歩行者の安全な通行を保障するために、「交通規則」は、歩行者は歩道を通行し、車両は車道を通行するように定めている。歩道で自転車に乗るのは、歩行者の通行権の侵犯であり、歩行者に危険な印象を与えるとともに、ただでも混んでいる歩道の秩序を、さらに乱すことにもなる。

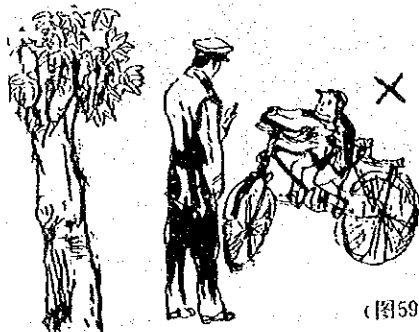


(図58)

15. 13歳以下の子どもは、自転車に乗ってはならない(図59)。

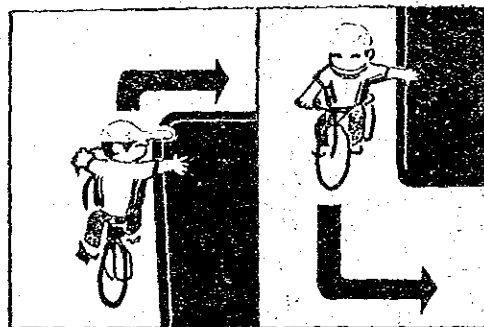
13歳以下の子どもは、知能にも体力にも限りがあり、まだ1人で行動する能力や判断力にもやや欠ける。また、交通規則に対する知識も少ないし、安全に自転車に乗るための常識も欠けていて、少しむずかしい状況に出遭うと、すぐに慌てて、自分で考えることができなくなってしまう。

それに、自転車はふつう、成人の身長に合わせて作られているので、背の低い子どもは、ペダルに足が届かず、しばしば、サドルの前の三角のところに乗ったり、その間に足をを入れて乗ったりするが、こうすると、車両の重心が偏り、進行の方向がつかみにくく、倒れやすい。



(図59)

自転車に乗る場合は、以上15の禁止事項をよく頭に入れ、必ず守らなければならない。また、私たちは自転車に乗るのに、礼儀正しい良い習慣を身につけなければならない。例えば、自転車が曲がるときには、まず、左右を確かめ、それから手を伸ばして曲がることを知らせなければならない。このとき、左折は左手を、右折は右手を(図60)伸ばして知らせる。



(図60)

車両が近づいているとき、突然、曲がることは、絶対してはならない。こんな場合は、運転手にもあまり突然で防備をすることができないことが多い。ともかく、私たちは、自転車に乗る人全員が、自主的に交通規則を守り、また積極的に交通規則を広め、国のため、家庭のため、自分のために、安全な運転をすることを望む。



(図61)

附：季節による気候の特徴と自転車の安全運転の常識

凍った道、積雪のある道での乗車。

できるだけ、急ブレーキはかけないこと。タイヤの空気は入りすぎていてはならない。ハンドルをしっかり握って、バランスを保つこと。凍った道、積雪のある道は路面が滑りやすいので、自転車が傾いたり、方向が曲がったりしても、大きい角度で急に修正してはならない。角度が大きすぎると、車輪と凍結路、あるいは雪道の間、一種の「偏差」が生じ、倒れやすくなる。

ブレーキが急すぎると、車輪はもう回ってなくても、車体は前に滑っていく可能性があり、こういう慣性は滑る路面では、自転車の方向コントロールを不可能にする。このため、このような路上で自転車に乗る場合は、絶対に徐行しなければならず、特に滑る所は、やはり車を降りて押して歩いたほうがよい。

大雨、強風時の乗車。

追い風のときは速くこいではならず、向かい風のときも頭を下げて夢中にこいではならず、前後左右の車両をよく確かめる。大雨のときは、雨がっぱをしっかりと引っぱり、風が吹いて翻ったり、巻きついて視界を妨げるのを防ぐ必要がある。強風のとき自転車で乗ると、風の影響で、速さも変わってくる。追い風のときは押す力が働き、速さが速くなり、向かい風のときは抵抗があって、速さは落ちる。暴風雨が前からくるときは、乗っている人の視界がもうろうとし、前後の車両がはっきり見えない。横から風がくるときは自転車は一方に傾きがちである。

このため、乗っている人は、大雨、強風に遭った場合は、特に安全に気をつけ、追い風では、速く走ろうとせずに、速さをうまくコントロールし、何かのときには、すぐブレーキがかけられるようにし、向かい風では、頭を低くしてもうれつにこぐというようなことはせず、また、S字型に走るのもいけない。雨が降っているときは、路面も滑りやすく、ぬかっており、よく気をつけねばならない。

濃霧の時の乗車。

視界のよし悪しにより、速度を調節し、精神を集中させ、前方に何かを発見したときには早めにブレーキをかけるようにする。前の車との距離を大きめに取り、前後左右の車両や人にも気を配らねばならない。濃霧で視界が5 m以下の場合、スピードは絶対出してはならない。5 m向こうの状況が見えない場合、スピードを出していると、前方に何か危険があるときにも、ブレーキが間に合わず、交通事故を起こす可能性があるからである。

夏、高温下で自転車に乗る場合。

炎暑のときは、汗がたくさん出、イライラして集中力がなくなるので、暑さを防ぐよう工夫し、心を落ち着け、早めに出かけるようにしなければならない。夏はアスファルトの道が溶け、附着力が低下し、ブレーキの効果が下がるので、減速を心がけ、滑らないようにしなければならない。

4. 「都市交通規則」違反は、処罰されなければならない

道路交通活動に関係している者で、交通規則を守らず、自分が都市の道路活動中、果たさなければならない義務を果たさずに、ある事態を招いたり、渋滞、混乱を引き起こしたり、交通事故を起こした者は、みな、国が定めた都市交通規則に基づいて、一定の責任を負わねばならない。また、交通法規の規定に基づき、行政処罰を受けねばならず、引き起こされた事態が重大な場合は、法により刑事責任も問われる。公安管理部門は、交通法規に基づき、当事者の過失の程度、経過の重大さ、危害の大小によって、以下の行政処罰を主に行う。

(1) 警告。

警告は、公安機関の都市交通規則違反者に対する責任の追及、警告で、比較的軽い処罰であり、教育的性格の強いものであるが、強制力がある。当事者が、警告を受け入れない場合は、もっと重い処罰を加えることができる。警告は口頭でなされてもよいし、また、書面でなされてもよい。

(2) 罰金。

罰金は、都市交通規則違反者に対する経済的な処罰であり、都市交通規則と治安管理处罰条例に基づき、金額は5角から200元である。

(3) 記録、運転免許証の停止、取り消し。

記録、運転免許証の停止、取り消しは、都市交通規則に違反した、原動機付車両の運転者に対する処罰である。記録というのは、規則違反、あるいは何か事を起こした運転者の運転免許証に記録を残すもので、やはり強制力を持つ。本市の規定では、規則違反に対し、点数記録制を採用入れ、1年のうちに点数が10点に達した場合は、その運転免許証を6カ月停止する。免許の停止というのは、ある一定の期間、原動機付車両の運転資格を取り消す処罰である。免許取り消しというのは、運転者が原動機付車両を運転する資格を永久に取り消す処罰である。

(4) 行政拘留。

行政拘留というのは、都市交通規則に違反した人を収監し、短期間、その人の自由を奪う処罰であり、ふつうは15日以下である。

(5) 没収。

没収は、都市交通規則に違反した人の、その行為と関係ある物品を没収するもので、例えば、規則違反をしたときに使っていた車両等、規則違反にあたる物資等を没収する。

附：上海市における交通規則違反処理の施行方法

上海市の交通秩序を守り、交通管理を強化し、交通の安全を保障するため、車両による通行、歩行は、いずれも、それぞれ決められた道路上を通行し、自主的に交通規則を守らねばならない。

交通規則違反に対しては、「中華人民共和国治安管理処罰条例」「都市交通規則」と本市の関係規定に基づき、公安機関交通管理部門によって、教育第一、処罰第二を原則として、批判教育と必要な処罰が行われる。その具体的方法について以下に定める。

第1条 歩行者が歩道を歩かない、歩道のない路上でも端によって歩かない者、道路上を勝手に斜めに横切る、ガードレールや分離施設を跨いでしまう者、バス等の停留所で車の乗り降りをするのに秩序を守らず、交通の妨げとなる者で、注意されても、誤りを認めず、違反行為を止めない場合は、警告を与え、事が重大な場合は、5角の罰金に処す。

第2条 道路上でスケートをしたり、ブーメラン、フリスビー等を投げたり、ボール遊びをしたり、その他交通の妨げとなる行為をしていて、注意されても改めない者は、5角から2元の罰金に処す。

第3条 公共の車両に乗るのに、車によじ登ったり、ぶら下がったり、トロリーバスのベルを引っぱって取ったりしたりして、故意に車両の正常な運行を妨害する者は、1～5元の罰金とする。

第4条 車両を運転していて、停止信号に合っても停止線を越える者、非原動機付車両を運転して高速車道を走る者、道路上で駐車規定に従わず、むやみに車を駐車する者で、制止を聞き入れない者は、5角から2元の罰金に処す。

第5条 非原動機付車両で反対方向に向かって走ったり、通行が禁止されている道路を走る者、モーターバイクや自転車に乗り、市街地で他の人を乗せたり、他の車両につかまったり、両手をハンドルから離したり、並んで肩に手をおいて走ったり、追いかけてあたり、急転回、急カーブをしたりする者は、5角から3元の罰金に処す。

第6条 原動機付車両を運転して、車道区分線のある道路上で、線を越えたり、車道を越えて通行する者、停まってはならないところに車を停める者、クラクション禁止の所でクラクションを鳴らす者で、注意を聞き入れない者は、1～5元の罰金に処す。

第7条 原動機付車両で、速度制限を超えたり、無理に追い越しをしたり、道を取り合って無理に割り込んだり、積載物の長さ、高さ、幅、重さが規定を超えたり、許可を得ず、勝手に荷物やゴミを道路に下ろしたり、酒を飲んで運転したりした者は、2～6元の罰金に処す。

第8条 許可を得ずに、道路を占用して物を積んだり、小屋がけしたり、店を出したり、施工を始めたり、公道上に穀物、草等を広げて干したりする者で、注意制止を聞き入れない、あるいは交通を妨げる結果に至った場合には、当事者あるいは職場の行政管理責任者を3～10元の罰金に処す。

第9条 規則違反した者については、公安機関交通管理部門が、その所属する職場に連絡して、本人に注意教育させるようにしなければならない。規則違反に対する罰金は、すべて本人が負担し、職場からお金を出してもらうことはできない。

第10条 事の成り行きが重大で、行政拘留や加重処分が必要な場合は、「中華人民共和国治安管理条例」の関連規定に基づいて処理する。本方法中に挙げていない、他の交通規則違反については、関連ある交通規則に基づいて処理する。

第11条 この方法は、上海市人民政府の批准を経て、1981年7月1日より施行される。

附：上海市の歩行者、乗車人員、沿道の 住民に対する交通管理実施細則

第1条 歩行者は、歩道上を通行しなければならない。歩道のない所では、路端に寄って歩くこと。

第2条 道路を横断したり、交差点を通過する場合は、横断歩道内を通り、また車両を避け、車両に道を譲るように注意しなければならない。横断歩道のない所を横断するときは、左右から車がこないことを確かめてから、渡らなければならない。

第3条 物を運ぶときは、車道の右端を通行しなければならない。

第4条 7歳未満の子どもが道を歩くときは、成人が連れて歩かねばならない。

第5条 縦隊が道を通る場合、横列は4人を超えてはならず（子どもは2人を超えない）、また、車道の右側を通らねばならない（子どもは歩道上）。長い列に対しては、交通警察が、交通状況の必要性に基づいて、一時的に中断させることができる。

第6条 車に乗車する者は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 爆発しやすいもの、燃えやすいものを持って、公共交通機関に乗ってはならない。
- (2) 公共交通機関に乗車する場合、停止位置で順番に並んで車を待ち、先を争って秩序を乱してはならない。
- (3) 運転者に、規則違反の運転をすることを強要したり、それを放任したりしてはならない。
- (4) 通行中は、運転者と話をしてはならない。
- (5) 頭、手足を車外に伸ばしてはならない。
- (6) 下車後、車の前後から急いで道を渡ってはならない。

第7条 道沿いに住んでいる住民は、歩道、車道にゴミを積んだり、汚水を捨てたり、そこで家畜を飼ったりしてはならない。また、電柱、標識柱、街路樹などを使って物を干してはならない。

第8条 車道、橋上で停まって座ったり、横になったりしてはならない。歩道で休むときは、内側に寄るか、端に寄るかして、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

第9条 保護者は、子どもに、交通規則を守るよう教育する責任があり、子どもが、道で追いかけて遊んだり、車を通させない、車にぶらさがる、あるいは、通行中の車両に向かって、砂や石等を投げつけたり、ということをしないよう教育しなければならない。

第10条 本細則は、上海市人民委員会に批准され、上海市公安局により公布、施行される。

<資料-8>

学生の交通安全

— 授業教材 —

上海市公安局交通課

編者の話

市政府の(82)60号文書「青少年に対する交通安全教育強化に関する通知」の精神に則り、私たちが編集印刷した「児童の交通安全」「学生の交通安全」の読物は、本市の各小・中学校で、広く授業に使われ、生徒に、法律は守らねばならない、という考え方の定着もみられ、交通死傷事故も目に見えて減少し、ある程度の効果を得ることができた。常に学生に対し、交通安全教育をし続けていくことを目的として、教師の授業準備、授業に便利のように、また生徒に、系統だてて、やさしいことから始めて、むずかしいことへと交通安全の知識を深めさせるために、私たちは、「学生の交通安全に関する授業教材」を編集印刷し、多くの教師の授業に役立ててもらうことになった。

「授業教材」は、教案の形式で編集されたものである。あわせて12課あり、各校の教師は、カリキュラムと学年に基づいて授業内容を決め、1学期に1時間授業する(思想道徳の時間に行なう)。学校やクラスによって、前の内容をまだ勉強していない場合は、クラス会、朝会を利用して補わなければならない。

「授業教材」には、40枚のさし絵があるが、これを参考に絵を描いたり、拡大したりして、授業のときに、教育出版社が出版している「学生の交通安全」の掛け図とともに使ってもよい。

「授業教材」は、曹楊路第二小学校の程稚梅先生、高安路小学校の周敏先生、淮海中路第二小学校の王志華先生、茶陵北路小学校の夏若熹先生、淡水路第三小学校の瞿鳳燕先生、李惠娥先生、南京東路小学校の陳華生先生、及び普陀区教育学院の傅宗奕副院長と周鶴林先生の大いなるご支持、ご協力をいただいたので、ここに感謝の意を表す。能力に限界があるので、「授業教材」には、まだ、たくさんの欠点があると思う。各校の先生方に修正をしていただき、さらに充実したものになることを望む

1984年9月

上海市交通局

資料8 目 次

生徒に対する交通安全の授業内容と要求	207
第I課 信号灯	211
第II課 登下校の路上で安全に注意する	221
第III課 車の方向指示灯	224
第IV課 外出するとき、安全に注意する	228
第V課 道路上の交通標示	230
第VI課 ガードレールと分離帯	233
第VII課 車に乗るときの決まりを守る	236
第VIII課 車は急に止まれない	237
第IX課 季節の特徴を知って、交通安全に注意する	241
第X課 道路は遊ぶ所ではない	245
第XI課 自転車に乗るときの決まり	249
第XII課 決まりを守らなければ	253

生徒に対する交通安全の授業内容と要求

学年	課題	授業の要求	授業の要点	授業内容
1 上	信号灯	生徒に交差点の交通誘導信号灯-赤色、青色灯の役割をだいたい理解させ、道路を渡るとき、赤、青信号の誘導に従うよう教える。	1. 赤信号を見たらすぐ止まる。信号が青になってから通る。 2. 信号をしっかりと守れば、交通安全が保障される。	1. 十字路。 2. 信号灯。
1 下	登下校のとき道路での安全	生徒に、道を歩くときは、歩道を歩き、道を渡るときは、横断歩道を渡らなければならないことをわからせ、道路で騒いだり、車の前後を、やたらに走ったりせず、登下校の道路での安全に心がけるよう教える。	1. 道を歩くときは歩道を歩き、道を渡るときは、横断歩道を渡る。 2. 登校時、道路で騒いだり、車の前後を、やたらに走ったりしてはならない。	1. 歩道。 2. 車道。 3. 横断歩道。
2 上	車の方向指示灯	生徒に、車の方向指示灯が、車が進行する方向を知らせるものであることを、だいたい理解させ、道路を渡るとき、車が出す信号に注意し、また安全に車をよけるように教える。	1. 大きなライトは夜つけて、道路を明るく照らす。 2. 小さなライトは車の行く方向を知らせるもの。車が曲がるので避けること。 3. 車の尾灯が赤くついたら、車との間をあけることを忘れないように。	1. 車の方向指示灯。 2. 尾灯。

2 下	戸外活動のとき安全を心がける	生徒に、戸外活動をするとき交通規則を守ることが大切であることを理解させ、指導に従い、きちんと並んで歩き、交通安全に心を配るように教える。	1. 隊列で歩道を歩くときは、ふざけたり、騒いだりしてはならない。 2. 頭や手を車外に出さず、道を渡るには横断歩道を歩く。	1. 隊列で歩くには、歩道を歩き、歩道がない場所では、道の端を通る。 2. 道を渡るときは、横断歩道を渡り、車を避けるようにする。横断歩道のない所を横切るときは、左右からくる車を確かめねばならない。 3. 乗車中、頭、手を車の外に伸ばしてはいけない。
3 上	道路上の標示	生徒に、中央線、道路区分線、停止線と、その役割を理解させ、これらの交通標示を守ってはじめて、道路のスムーズな通行と交通安全が保障されるのだ、ということ教える。	1. 原動機付車両は高速車線、非原動機付車両は低速車線を走る。 2. 決められた道を通れば、道路もスムーズ、秩序も守れる。	1. 復習 ┌ 歩道。 └ 横断歩道。 2. 停止線。 3. 中央線。 4. 道路区分線。
3 下	ガードレールと分離帯	生徒に、ガードレールと分離帯は、歩行者を保護し、原動機付車両と非原動機付車両とが混ざり合わないようするための有効な設備であることを理解させ、公共の場所では礼儀正しく行動し、ガードレールに跨がったり、これを跨いだりしないように教える。	1. ガードレールと分離帯は歩行者を保護し、原動機付車両、非原動機付車両とが混ざり合わないようするための交通施設である。 2. ガードレールを跨いだりせず、礼儀正しく歩行する習慣を養う。	1. ガードレール。 2. 分離帯。

4 上	乗車規定を守る	生徒に、乗車規定を守ることの大切さを理解させ、自主的に公共秩序を守り、交通安全を保障するよう教える。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乗車規定を守り、道路のスムーズな通行を確保する。 2. 乗車規定を守り、人身の安全を確保する。 3. 乗車規定を守り、「三つの“なければならない”と、三つの“てはならない”」を実行する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩道上で車を待た<u>なければならない</u>。低速車道上に立って待っては<u>ならない</u>。 2. 順番に並んで車を待た<u>なければならない</u>。先を争っては<u>ならない</u>。 3. 自主的に切符を買わ<u>なければならない</u>。頭や手を車外に出しては<u>ならない</u>。
4 下	車は急に止まらない	生徒に、車に関する基本的ないくつかの常識を理解させ、車の運行の特徴を把握させ、交通事故を防ぐ。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車は走行速度が速いので、ブレーキをかけても、すぐには止まらない。 2. 都市の交通運輸はたいへん頻雑なので、より安全に心がけなければならない。 	車は急に止まらない。
5 上	季節の特徴をつかみ交通安全を心がける	生徒に各季節の気候の特徴を理解させ客観的な規律をつかませ、自主的に交通安全に取り組むように教える。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春、雨が降り続けているとき、傘をさして歩く場合は、よく気をつける。 2. 夏、炎暑下、涼むときには、よく注意する。 3. 秋、微風が吹くときに、たこを上げるのはあまりよくない。 4. 冬、雪が舞っているときは、路が滑るのを忘れずよく注意する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雨の日、傘をさして道を歩く。 2. 涼むときには安全を心がける。 3. 散水車を追いかけない。 4. 川で泳がない。 5. 道で、トンボを取らない。 6. 道で冬雪だるまを作ったり、雪合戦をしたりしない。 7. 雪の日は、転ばないようにする。 8. 冬、マラソンをするときは、端に寄る。

5 下	道路は遊び場ではない	<p>組織的、規則的な要素を深めた教育方法を取り、生徒に、自主的に交通規則を守るよう要求する。道路で、騒いだり、交通安全の妨げとなるような遊びをしてはならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路は虎の口のようなもの、車にぶつかったら災難。 2. 道路で遊んではならない。交通規則は守らねばならない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路でスケートをしないこと。ブーメラン、frisbeeを投げたり、ボール遊びをしたりしない。ゴム飛びをしない。 2. 車にぶらさがったり、よじのぼったり、車をこわしたりしない。
6 上	自転車に乗るときのきまり	<p>「都市交通規則」の中の自転車に乗るときの関連規則の学習を通して、生徒に、安全に自転車に乗るための常識の一部を理解させる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. リンリン、心を集中させてゆっくり走り、安全装置を完備し、低速道を順番に走る。 2. 交差点では、目をよく見開き、赤信号では線の外側で止まり、曲がる時には、手を挙げ、車と道を争わない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ナンバープレート。 2. 安全施設。 3. 赤、黄、青信号（直進、左右折、Uターン）。 4. 手を伸ばして知らせる。 5. 自転車に乗る練習をするとき注意する点。
6 下	規則違反は必ず追及する	<p>生徒に自転車に乗って規則違反をするのが、交通事故の主な原因であることをわからせ、自転車に乗る場合、人身の安全を守り、四つの近代化の順調な実現を促進するために、都市交通規則を守るよう、他の人にも宣伝するよう要求する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の車につかまってはならない。 2. 逆行して通行してはならない。 3. 高速車道を走ってはならない 4. やたらに自転車を駐車してはならない。 5. 歩道上を走ってはならない。 6. 交通が入り組んだ路上で、自転車の練習をしてはならない。 7. 他の人を乗せて走ってはならない。 8. 赤信号を無視したり、停止線を越えたりしてはならない。 9. 両手をハンドルから離したり、肩に手をかけて並進してはならない。 10. 追いかけたり、ジグザグ運転で競争したりしてはならない 	

課題 信号灯。

学年 1 (上)。

授業の要求

生徒に交差点の交通信号灯—赤色、青色灯の役割をだいたい理解させ、道路を渡るとき、赤、青信号の誘導に従うよう教える。

授業の要点

1. 赤信号を見たら、すぐ止まる。信号が青になってから通る。
2. 信号をしっかりと守れば、交通安全が保障される。

授業の進め方

1. 導入の話をして課題を提出する。

(1) みなさん、みなさんは、毎日、登下校のとき道路を通りますね。ところで、この道路に、どんな役割があるか、誰か知っていますか。

(2) そう、道は車が通るところですね。道路を走る車には、どんな車があるか、誰かわかりますか。

(3) 道路には、自動車、路面電車、トラック、救急車、消防車、散水車等たくさん走っていますね。この車は、みんな、十字路で出会いますね。

(「十字路」の平面図を見せる)

(4) みなさん、十という字はどう書きますか。二つの道が出合うところは、十の字に似ていませんか。似ていますね。ですから、こういうところを「十字路」というんです。見てください。車は十字路にくと、東に行く車(方向を示す)、南に行く車(方向を示す)、西に行く車(方向を示す)、北に行く車(方向を示す)があります。みなさん、いろいろなほうに行く車は、どうしたら、ぶつからないで走ることができるのでしょうか。

(5) そうですね。十字路には、信号をつけなければいけませんね(平面図の上に信号を入れる)。運転手さんが、信号を見て運転すれば、車はぶつかりませんね。この時間は、いっしょに、十字路の信号のことを勉強します。

課題の板書 信号灯。

2. 物語を聞かせ、理屈をわからせる。十字路の信号は、どんな役割があるのでしょうか。私たちは、どう信号を守って、自転車に乗ったり、歩いたりすれば、いいのでしょうか。この時間は、これを勉強します。先生が、まずみなさんに、「道の渡り方を習った菜ちゃん」のお話をしましょう。

「道の渡り方を習った菜ちゃん」

菜ちゃんは、もう1年生になりました。でも、まだ一度も、1人で道を渡ったことがありません。親せきの家に行くときも、公園に行くときも、映画を見に行くときも、いつもパパとママが、連れて行ってくれるのです。

ある日曜日、菜ちゃんは、少年の家に行きました。家から少年の家に行くまでに、道路を一つ渡らなければなりません。お母さんは「お母さんが、送って行く」と言いました。

2人は少し歩くとすぐ、十字路につきました。「わあ、十字路を走る車って多いんだね。電車、自動車、それに自転車に乗っている人もいる」。菜ちゃんは、「ぼくにも、どうやってここを渡るか教えてよ」とお母さんに言いました。「これは十字路ですよ。南北の縦の道と東西の横の道が、ここでいっしょになっているんですよ。車は十字路にくると、真っすぐ行くのや、曲がるのや、いろいろいて、東西南北の四つの方向に走っているから、信号をつけなければならないの。赤信号で止まり、青で走ると、縦横に走っている車も、ぶつからないんですよ」。お母さんはうれしそうに教えてくれました。

「お母さん、どうして信号をつけなくちゃならないのか、ぼくわかったよ。でも、十字路には四つの信号があるでしょう。どの信号を見ればいいのか」。菜ちゃんは、また、こんな質問をしました。

「十字路の四つの角に、みんな、一つずつ信号があるでしょう。二つは、東西、二つは南北を指示しているのよ。ほら、私たちは今、北に向かって歩いているけれど、こっちに向いている信号を見るのよ」

菜ちゃんのほうに向いている信号は、ちょうど赤、横の東西の道の信号は青でした。菜ちゃんが、よく注意して見ると、横の道は、車がどんどん通っていました。「今は、ぼくたち渡っちゃいけないの？ お母さん」。菜ちゃんが聞きました。

「そうよ。南北の信号が青になって、あっちの東西の信号が赤になれば、横の道の車がみんな止まるから、私たちは安心して道を渡れるのよ」

こう言っているうちに、前の赤信号が消えて、青の信号がつかしました。横の道は、大きな車も小さな車も、みんな、言うことを聞いて、止まりました。お母さんは菜ちゃんの手を引いて道を渡りました。

少年の家につくと、菜ちゃんは、お母さんに言いました。「お母さん、迎えにこなくていいよ。帰るとき、ぼく、自分で道を渡る練習してみるから」

討 論

- (1) 十字路に、どうして信号灯をつけねばならないか。
- (2) お母さんは、どのように、菜ちゃんに、通りの渡り方を教えたか。

(3) 菜ちゃんは、帰りには、どうやって渡るか、考えてみる。

板書 赤信号を見たら、すぐ止まる。信号が青になってから通る。

3. 教具によって状況を提示しながら、まとめの練習をする。

「赤信号は止まれ、青信号は進め」。みんな、わかりましたね。それでは、今度は、みんなで道を渡る練習をしてみましょう。

(1) ほら、東西の方向は赤信号がつかまりましたよ（赤信号をつける）。南北の方向は、何信号ですか。

(2) ほら、南北の方向は赤信号がつかまりましたよ（赤信号をつける）。東西の方向は何信号ですか。

(3) 東西の方向は青の信号がつかまりましたよ（青の信号をはる）。このとき、南北の方向の車は、走りますか、止まりますか。

(4) 南北の方向は青の信号がつかまりましたよ（緑の信号をはる）。このとき、東西の方向の車は、走りますか、止まりますか。

4. 模擬遊戯をし、学習効果を高める。

机といすを教室の後ろに下げ、教室内に「十字路」を書いて、2人の子どもに、それぞれ違った方向で、信号を示す役割をさせ、2人の子どもに、それぞれ違った方向から、小さな車で、通行させ、2、3回練習させる。

5. 実際に即して、要求を提示する。

(1) ふだん道路を渡るとき、信号を注意して見ているか。

(2) この授業を受けて、どんなことがわかったか。

板書 信号をしっかりと守り、交通安全を保障する。

(3) まとめをし、生徒をほめ、また、注意点を挙げる。

II

課 題 登下校時の道路での安全。

学年 1 (下)

授業の要求

生徒に道を歩くときは、歩道を歩き、道を渡るときは、横断歩道を渡らなければならないことをわからせ、道路で騒いだり、車の前後を、やたらに走ったりせず、登下校の道路での安全に心がけるよう教える。

授業の要点

1. 道を歩くときは、歩道を歩き、道を渡るときは、横断歩道を渡る。
2. 登下校時、道路で騒いだり、車の前後を、やたらに走ったりしてはならない。

授業の進め方

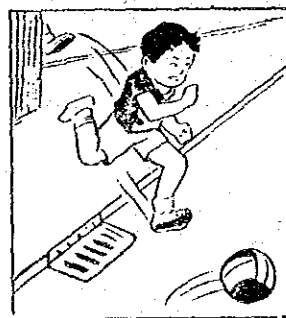
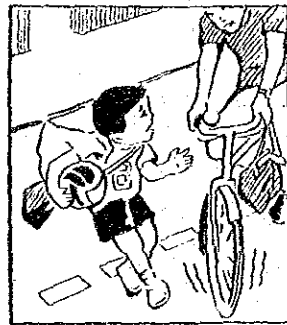
1. 知っていることを復習して、新しい課の導入をする。
 - (1) 十字路の信号には、どんな役割りがありますか。
 - (2) どうやって道を渡れば安全ですか。
 - (3) この時間は、続けて、交通安全に関係のある知識を勉強しましょう。

課題の提示 登下校時の道路での交通安全。

2. 物語を聞かせて、理屈を理解させる。

学校にくるとき、家に帰るとき、どうしたら安全なのでしょう。まず、「李小牛くんのなやみ」というお話を聞いてください。

李小牛くんは、サッカーボールが大好きな子どもで、いつもボールを離しません。小牛くんは学校に行くとき、いつも、かばんをしょって、左、右、左、右とボールをけりながら歩くのです。ある日、学校が終わると、小牛くんは友だちと学校のそばの道路でゲームをする約束をして、大喜びで道を渡りかけました。「リンリン」自転車のベルが、せわしく鳴ったのに、小牛くんは知らん顔。ほんとに危い！ もう少して、ぶつかって、転ぶところでした(図1、2)。



李小牛くんは、ゴールキーパーです。いつもは静かな道が、今日は急に、にぎやかになりました。小さなサッカー気遣いたちがやってきて、白熱のゲームを始めたのです。ゲームが始まって5分たったとき、相手のフォワードが包囲を破ってゴールに近づき、シュートしました。小牛くんが横っ跳びに跳んで、危いボールをはじくと、ボールはポーンと大通りのほうへ飛んで行きました。小牛くんも、飛ぶようにボールを拾いに行きました。

李小牛くんがボールを拾おうとしたところへ、車が、すごいスピードで走ってきました。ボールがひかれそうなのを見て、小牛くんは思わず、「ボール、ボール、ボール!」と叫びながら、ボールをけて向こうへやろうとしたのですが、ああっ、車がすぐ近くにくるのが見えて、小牛くんの目の前は真っ暗になって、小牛くんは倒れてしまいました。

李小牛くんの足は、車にひかれてけがをしまい、小牛くんは石膏をはめられて、今は、1日中つまらなそうに、ため息ばかりついています。「まったくいやになっちゃう。足をけがして、勉強もたいへんだし、痛いし。あーあ、いつになったら、もう一度サッカーができるんだろう」

(図3、4)



討 論

- (1) 李小牛は足を、どうやってけがしたのか。
- (2) この話を聞いて、どんなことがわかったか。

3. わかったことを話し、図を見て解説する。

- (1) (道路の平面図を見せる)、これは、道路の絵です。歩く人は、どこを歩けば安全なのでしょう。だれか、指してみてください。これは、何というところですか。
- (2) そう、「歩道」といって、歩行者だけが通るところです。この歩道を歩くのが、一番安全です。

板 書 歩くときは歩道を歩く。

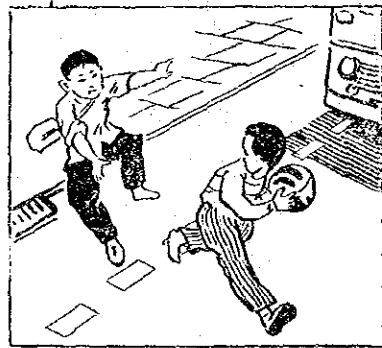
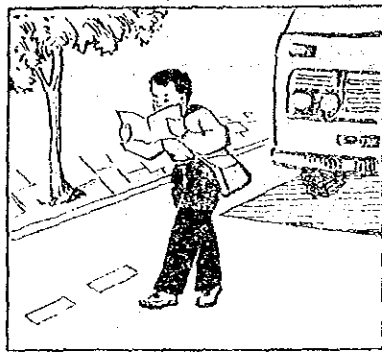
- (3) (横断歩道を指して) この白いしましまになっている真っすぐな線は、何といいますか。これは、どんな役割がありますか。

- (4) そう。横断歩道線は、人が道路を渡るための安全地帯を指しています。車は横断歩道線に近づくと、ゆっくり走ります。横断歩道はちょうど「橋」のようなもので、この橋を渡って道路を渡れば安全です。

板書 道を渡るときは横断歩道を渡る。

- (5) 横断歩道がない道路を渡るときは、左と右から車がこないか、確かめてから、渡らなければなりません。

- (6) みなさん、こうやって、道を渡るのには安全ですか。考えて、いってください(図5~8)。



板書 登下校時、道路上で騒がない。車の前や後を、やたらに走らない。

4. 話をまとめ、要求を提示する。

ふだん、みなさんは、道路を歩くとき、いまのようなことをしていませんか。どのように歩けば安全ですか。

III

課題 車の方向指示灯。

学 年 2 (上)。

授業の要求

生徒に、車の方向指示灯が、車が進行する方向を知らせるものであることを、だいたい理解させ、道路を渡るとき、車が出す信号に注意し、また安全に車をよけるように教える。

授業の要点

1. 大きなライトは、夜つけて、道路を明るく照らす。
2. 小さなライトは、車の行く方向を知らせるもの。車が曲がるので避けること。
3. 車の尾灯が赤くついたら、車との間をあけることを忘れないように。

授業の進め方

1. 導入の話をして、課題を提示する。
 - (1) みなさん、自転車が曲がる時、自転車に乗っているおじさんやおばさんが、いつも、どんなふうにするか、見たことがありますか。
 - (2) どんなどき、右手を伸ばすのですか。どんなどき、左手を伸ばすのですか。誰か、わかりますか。
 - (3) 右手を伸ばすときは、自転車が右に曲がることを知らせ、左手を伸ばすときは、自転車が左に曲がることを知らせるのです。こうやって手を伸ばして人に知らせるのを「合図」といいます。さて、誰か、曲がる時、どうやって人や他の車に「合図」するのか、知っていますか。
 - (4) そう。車は、ライトで人や他の車に、どちらに行くのかを知らせるんですね。今日のこの時間は、いっしょに、「車の方向指示灯」について勉強しましょう。

板 書 車の方向指示灯。

2. 見て考え、話合う。

- (1) 自動車には、どんなライトがありますか。このライトは、どんな役割があるのでしょうか（おもちゃのトラックを見せる）。

まず、みなさんに、よく見て、よく考えてもらいましょう。小さなグループに分かれて、話し合ってもいいですね（小グループ討論）。

- (2) 自動車の前に1組の「大きな目」がありますね。これを「大きなライト」といいます。この大きなライトが、どんなどき、つくのか、どんな色の明かりがつくのか、誰か、見たことがありますか。

- (3) 自動車の大きなライトは、どうして夜つくのですか。

自動車は、夜走るとき、道路の明かりがあまり明るくないと、車の前の大きなライトをつけ

ます。こうすると、運転手さんは、この大きなライトの光で、暗い道路の様子、例えば、道路を歩いている人がいるでしょうか、前や向かいを走っている車がないでしょうか、道路の上に何かじゃま物はないでしょうか、などを、はっきり見ることができるのです。こうすれば、夜、走っても、安全ですね。

板書 大きなライトは夜つけて、道路を明るく照らす。

(4) 大きなライトは、長くついていることは、ふつうは、ありません。これは、どういうわけでしょう。

大きなライトは、ずっと続けて使うことはできません。ちょっとつけて、後は、小さなライトを使います。これは、大きなライトは明るすぎて、まぶしく、向かい側からくる車の運転手さんが、目がよく見えなくなって困るからです。

(5) 自動車の小さなライトは、いくつありますか。どこについていて、どんな色の光がつきますか。また、どんな役割があるのでしょうか。みなさん、続けて、小グループで話し合ってください。

小さなライトは四つあります。車の前に二つ、後に二つあって、黄色の光がつきます。

(6) 自動車が夜、真っすぐ行くとき、四つの小さなライトがいっしょにつきます。これには、道路をはっきり照らし出すほかに、どんな役割があるのか、誰かわかりますか。

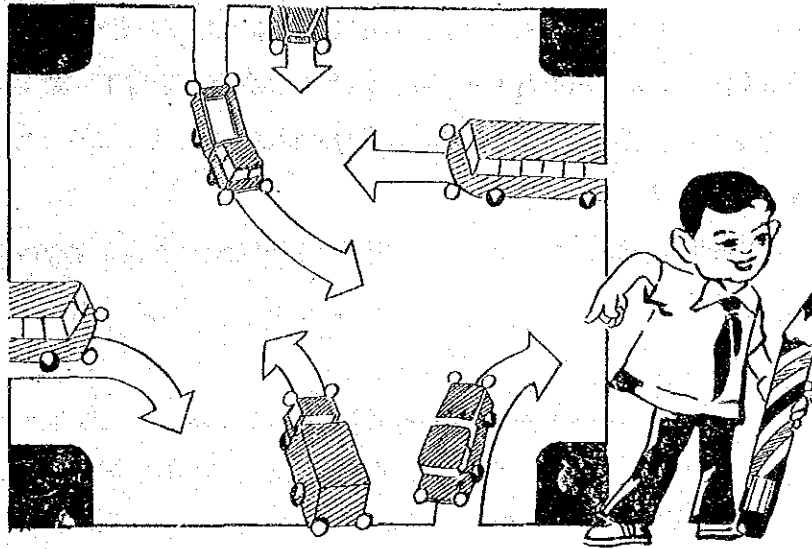
昼間でも夜でも、自動車が十字路で左に曲がりたとき、運転手は、左側の前と後の小さなライトをつけたり消したりしながら、道路を走っている他の車や人に、私は左に曲がりますよ、と知らせます。自動車が十字路で右に曲がりたときには、運転手は、右側の前と後の小さなライトをつけたり消したりしながら、道路を走っている他の車や人に、私は右に曲がりますよ、と知らせます。ですから、小さなライトのことを「方向指示灯」ともいいます。

(7) 道路を渡るとき、どうして自動車の方向指示灯に気をつけなければならないのでしょうか。

方向指示灯の指示によって、準備をし、ふさわしい行動をし、気をつけて避けたり道を譲ったりして、安全を守ることができます。

板書 小さなライトは、方向を知らせるもの。車が曲がるので避けること。

(8) 図の中の自動車の進む方向によって、方向指示灯を赤く塗ってください(図9)。



(9) 自動車の尾灯は、どこにあって、どんな色の光がつけますか。この役割は、何でしょう。みなさん、もう一度、小グループで、話し合ってください。

尾灯は、自動車の後において、自動車が赤信号に遭ったり止まらなければならないような状況を見て、すぐにブレーキをかけるときに光ります。尾灯は、赤い色で、ついたり消えたりせず、ずっと、ついてます。尾灯は、後の車に、私は止まりますよ、車と車の間をきちんとあけてください、と知らせます。

板書 車の尾灯が赤く光ったら、車との間をあけることを忘れないように。

3. 問題を分析し、理解を深める。

(1) 明君は、学校の帰り、横断歩道を渡っていました。このとき、1台の自動車が明くんの横からやってきて、右側の前と後の方向指示灯をつけていました。このとき明くんは、どうすればいいでしょう。

車を、まず右折させてから、道を渡らなければなりません。

(2) 李さんは、小型自動車の運転手です。お昼、12時、黄色の大きなライトをつけて、外国のお客さんを迎えに行きました。車が曲がるときに、尾灯もつけました。みなさん、いまの話は、どこが間違っていますか。考えてください。

① 大きなライトは白です。小さなライトは黄色です。

② 昼の12時には、大きなライトをつける必要はありません。大きなライトは、夜走るときにつけるものです。

③ 曲がるときは小さなライト、方向指示灯をつけます。尾灯は必要ありません。

4. まとめをし、要求を提出する。

この授業をとおして、私たちは、自動車の方向指示灯は自動車の走る方向を知らせる信号だ、ということを知りました。道を渡るときは、車の前と後の方向指示灯に注意し、車の行く方向を確かめ、車を避け、道を譲るように心がけなければなりません。こうして、はじめて、人身の安全が守れるのです。

IV

課題 戸外活動のとき、安全を心がける。

学年 2（下）。

授業の要求

生徒に、戸外活動をするとき、交通規則を守ることが大切であることを理解させ、指導に従い、きちんと並んで歩き、交通安全に心を配るように教える。

授業の要点

1. 隊列で歩道を歩くときは、ふざけたり、騒いだりしてはならない。
2. 頭や手を車外に出さず、道を渡るには、横断歩道を歩く。

授業の進め方

1. 導入の話、課題の提示。
 - (1) この学年は、学校の集団戸外活動で、どんな所へ行って、どんなことをしましたか。
 - (2) 戸外活動のときは、どんなことに注意しなければなりませんか。

課題の板書 戸外活動のちき、安全を心がける。

2. 物語を聞かせ、理屈をわからせる。

血の教訓

洛陽新村小学校2年1組の生徒がいっしょに戸外活動に出かけました。先生が列になった生徒を連れて歩いていましたが、突然、後ろのほうで2人の子どもが口げんかを始めました。言い合いはますます激しくなります。金生くん、麗華さんが、小さなボールのことで、けんかを始めたのですが、先生やクラスメートが止めるのも聞かず、2人は言い合い、押したり引いたりしながら、歩道を外れ、車道に出てしまいました。ちょうどこのとき、スピードを出したトラックが1台走ってきたのです。ブレーキも、もう間に合いません。2人にぶつかってしまう、というその瞬間、運転手のおじさんは、とっさに左にハンドルをきりました。ああ、たいへん。車は壁にぶつかって止まりはしましたが、運転手のおじさんは頭にけがをし、血を流して気を失ってしまいました。車も壊れ、積んであった荷物は道中に散らばっています。通りがかった人たちが、意識のない運転手のおじさんを病院へ運んで行きました。

どうして、こんな事故になったのか、みんなが議論しています。

金生くんと麗華さんは、警察のおじさんに交通中隊へ連れて行かれました。2人の先生、お父さん、お母さんも呼ばれました。

警察のおじさんが、まず金生くんと麗華さんに、そのときの様子を説明させ、それから、みんなに、いったい誰が間違っていて、誰が正しいのかと聞きました。金生くんと麗華さんは泣き出

し、しゃくりあげながら「私・・・私が悪い・・・」と言いました。

警察のおじさんは、2人が誤りを認め、とても悲しがっているのを見て、なぐさめて、言いました。「2人とも自分の間違いを認められたのは、とてもいいことだ。これから、絶対に今日のこと（血の教訓）を忘れてはいけないよ」。

討 論

- (1) この事故は誰が引き起こしたのか。
- (2) この事故で、どんな損害があったか。
- (3) 血の教訓は何か。
- (4) 金生と麗華は、「血の教訓」から何を学んだか。

板書 隊列で歩道を歩くときは、ふざけたり、騒いだりしてはならない。

3. 規則を学び、理解を深める。

みなさん、戸外活動をするとき、どんな交通規則を守らなければなりませんか。

- ① 隊列で歩くには歩道を歩き、歩道がない所では、道の端を通らなければならない。
- ② 道を渡るときは、横断歩道を渡り、車を避けるようにする。横断歩道のない所を横切るときは、左右からくる車を確かめねばならない。
- ③ 乗車中、頭、手を車の外に伸ばしてはいけない。

板書 頭や手を車の外に出さない。道を渡るときは横断歩道を渡る。

4. 実際に即して、要求を提示する。

- (1) 私たちのクラスが戸外活動で、列をつくって歩くとき、誰が自主的に交通規則を守れますか。
足りないところは、どんな点ですか。どうやって改めたらいいでしょう。
- (2) 教師が生徒に具体的な要求を出す。

課題 道路上の標示。

学年 3（上）。

授業の要求

生徒に、中央線、道路区分線、停車線と、その役割を理解させ、これらの交通標示を守ってはいじめて、道路のスムーズな通行と交通安全が保障されるのだ、ということを教える。

授業の要点

1. 原動機付車両は高速車線を、非原動機付車両は低速車線を走る。
2. 決められた道を通れば、道路もスムーズ、秩序も守れる。

授業の進め方

1. 前に勉強したことを復習し、新しい課に導入する。
 - (1) 歩行者が道路を歩くのに、どこを歩けば、安全ですか。
 - (2) どこを歩いて道路を渡ると、安全ですか。

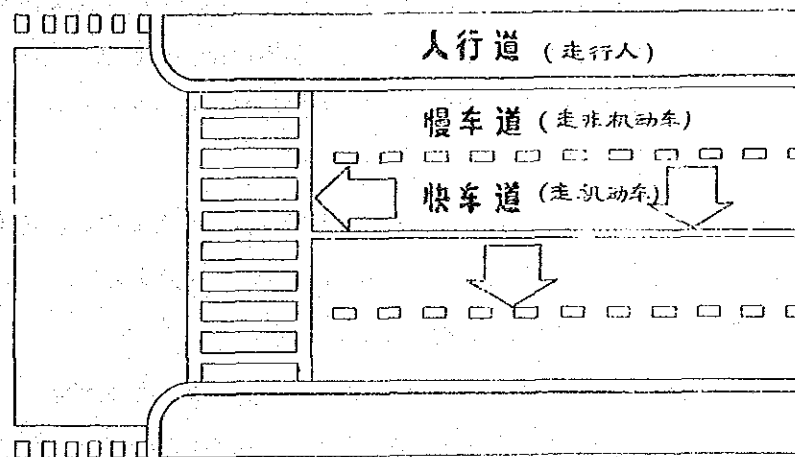
道路を渡るときは、横断歩道を渡らねばなりません。

- (3) 横断歩道線はどんな線か、誰か説明できますか。

課題の板書 道路上の交通標示。

1. 見て、考え、討論をして、標示を理解する。

よく見かける交通標示には、横断歩道線のほかに、どんなものがありますか（図10）。



- (1) (中央線を指して) これは何という線ですか。どんな役割があるのか考えてみましょう (小グループに分かれて話し合った後、クラス全体で意見を交換する)。

板書 中央線——白の白線

☆ 中央線は道路を2分し、一方は、向こうからくる車両、一方は向こうへ行く車両が通行する。各種の車両とも、中央線の右側に沿って通行する。こうすることで、車両がぶつかり合うことが避けられる。

- (2) (区分線を指して) これは何という線ですか。どんな役割があるのでしょうか。誰が一番正しく答えられるでしょう。

板書 道路区分線 — 白の点線。

☆ 道路区分線は、道路の半分をさらに二つの部分に分けるもので、中央線寄りの部分を、原動機付車両が走り、この部分の道路は、高速車道ともいう。歩道寄りの部分は、非原動機付車両が走り、この部分の道路は、低速車道ともいう。このため、道路区分線のことも、高・低速車道区分線ということがある。この線は高速車と低速車を、それぞれ道を分けて走らせることで、接触事故が起こるのを防いでいる。

- (3) どんな車を原動機付車両といい、どんな車を非原動機付車両というのでしょうか。例を挙げて、言ってみましょう。

☆ 原動機付車両というのは、動力、エンジンで動く車両のことで、例えば、各種の自動車、電車、トラック、消防車、オートバイ……。

非原動機付車両というのは、人の力で、押したり、引いたり、踏んだりして動かす車両のことで、例えば、手押し車、自転車、イシモチ(魚)運搬車。

- (4) どうして、原動機付車両と非原動機付車両が分かれて走らなければならないのでしょうか。

☆ 原動機付車両と非原動機付車両の速度は、それぞれ違い、非原動機付車両は1時間に10Km~15Km走るのに対し、原動機付車両は1時間に、ふつう30Km~50Km以上を走る。例を挙げると、外灘から徐家江までの道は、自転車では30分かかるのに、自動車で走ると10数分でついてしまう。もし、この区分に従わずに、自転車が高速道に乗り入れたりすると、原動機付車両の通行に影響する。

- (5) (停止線を指して) これは何という線ですか。どんな役割があるのか、考えてみましょう(小グループに分かれて話し合った後、クラス全体で意見を交換する)。

板書 停止線 — 横向きの白の直線。

☆ 交差点で、各方向からきた車両とも、赤信号に遭ったら、停止線を越えてはならない。こうすることで、歩行者や、青の信号のほうを通行する車両を、速やかに、安全に通らせることができる。

3. 事故例を分析し、理解を深める。

この授業の勉強を通じて、私たちは4種類の交通標示と、その役割を知りました。こんどは、先生が、これから話す事故の例を、みなさんが分析してみてください。

83年2月3日9時半、×研究所の労働者・陳は、中山南路を自転車で、東から西に向かって走っていた。魯班路の東まで行ったところで、赤信号に遭った。前には何台もの自転車が停止線の手前に停まっていたが、陳は、待ちきれずに、停まっている1台の自転車の後ろを抜けて、高速車道内に入り込んだ。そこで向かい側から走ってきた8tトラックにぶつかり、重傷を負った。

4. まとめをし、要求を提示する。

今日は、「道路上の標示」を勉強し、中央線、道路区分線、停止線のことを知り、次のことがわかりました。

板書 原動機付車両は高速車道、非原動機付車両は低速車道を走る。決められた道を通れば、道路もスムーズ、秩序も守れる。

このように、道路を分けて、それぞれ決められた道に行くことは、人の安全を守るばかりでなく、道路の流れもスムーズにするので、車はたくさんの荷物を積んで速く走れ、四つの近代化にも役に立つのです。

VI

課題 ガードレールと分離帯。

学年 3 (下)。

授業の要求

生徒に、ガードレールと分離帯は、歩行者を保護し、原動機付車両と非原動機付車両とが混ざり合わないようにするための有効な設備であることを理解させ、公共の場所では礼儀正しく行動し、ガードレールに跨がったり、これを跨いだりしないように教える。

授業の要点

1. ガードレールと分離帯は、歩行者を保護し、原動機付車両と非原動機付車両とが混ざり合わないようにするための交通施設である。
2. ガードレールを跨いだりせず、礼儀正しく歩行する習慣を養う。

授業の進め方

1. 質問し、それに答えさせながら、新しい課題へと導入する。
 - (1) 道路には、どんな標示があって、それぞれ、どんな役割がありますか。
 - (2) 道路の上にペンキで書かれた標示のほかに、道路で、どんな交通設備を見たことがありますか。

課題の板書 ガードレールと分離帯。

2. 見て、話し、交通分離設備の役割について理解する。
 - (1) (掛け図「ガードレール」を示す) これは何ですか。みなさん、どこで、これを見たことがありますか。
 - ☆ これはガードレールで、円筒形の鉄のパイプをつないで、歩道の外側に取り付けた防護柵である。歩行者が歩道上を通行するときの安全を守るという役割を担っている。
 - (2) どうしてガードレールをつけないといけないのでしょうか。
 - ☆ 人によっては、歩くのに自分の都合ばかりを考え、歩道を歩く人が少し多いと、すぐに車道のほうへ出たり、ひどい場合には、歩道も大して混んでいないのに、3人5人と並んで車道を歩いているのを見かけることも、しばしばある。これでは、交通の妨げになってしまう。ガードレールがあれば、人を車道のほうに行かせないようにすることができる。
 - (3) こんなふうに道を歩いているのでしょうか。
 - ☆ 本来は、非原動機付車両が走る道が、人に占領されて、車と人が混ざり、車両が人の波の中を走ることになる、非原動機付車両は、仕方なく高速車線のほうへ行くことになる。こうなると、こんどは、原動機付車両も仕方なく、たて続けにクラクションを鳴らしたり、ス

スピードを落として徐行したりすることになり、車両のスムーズな通行の妨げになるし、騒音は増すし、人と車、車と車がぶつかる危険もあるし、本当に不必要な損失を招くことになってしまう。

(4) (分離帯の図を見せる) これは何でしょう。みなさん、どこで、これを見たことがありますか。

☆ これは分離帯といい、コンクリートでできた台と台の間を、鉄のパイプでつなげた長い形のものである。これは、原動機付車両と非原動機付車両を分け、それぞれの道を走らせる役割をするものである。二つの使い方があるが、一つは、道路の中央に置き、中央線の役割をするというもの。もう一つは、道路区分線の所に置いて、高・低速車道の区分け通行をせる役割である。

板 書 ガードレールと分離帯は、歩行者を保護し、原動機付車両と非原動機付車両とが混ざり合わないようにするための有効な設備である。

(5) みなさん、どうして、分離帯に、中央線や道路区分線の代わりをさせなければならないのか、考えてみてください。

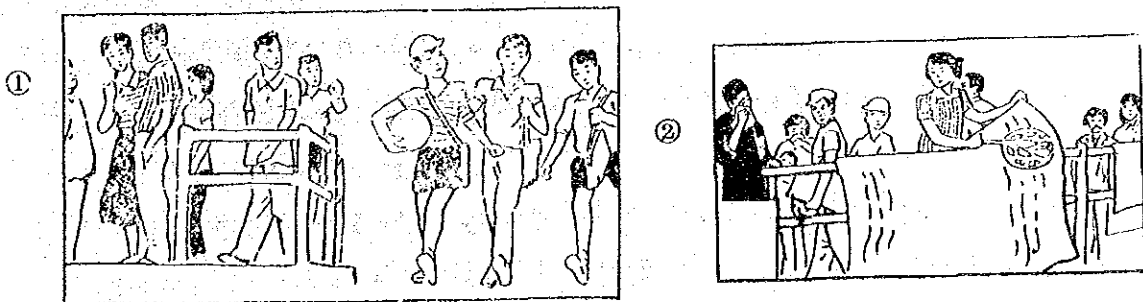
☆ 中央線と道路区分線は、白いペンキで道に線を書いただけのもので、隔てる物は何もないので、精神が集中していなかったり、特別に注意していなければ、容易に交通標示に違反して、走ってはいけない車線のほうへ入ってしまいがちである。そうなれば、交通事故も起きやすく、個人、家庭の幸福、また、四つの近代化に与える影響も大きい。

(6) 分離帯が、交通標示より効果があるのなら、どうして、すべての道路に分離帯をつけないのでしょうか。

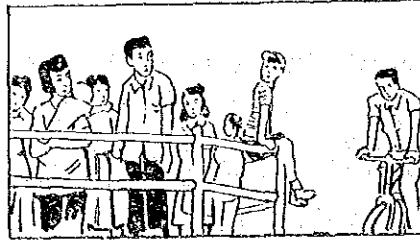
☆ なぜなら、分離帯を置くには、道路の幅が比較的広くなければならないのに、上海の道路は、みな狭く、広い道路は少ないからで、広い道路には分離帯がある。

3. 考え、話し合っ、日常生活の中の是と非について分析する。

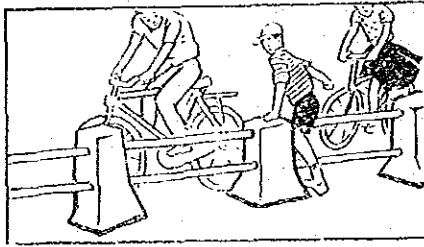
みなさん、交通秩序を守りましょう。下の図のいくつかの行動を見てください。間違いはどこですか (図11、①~⑤)。



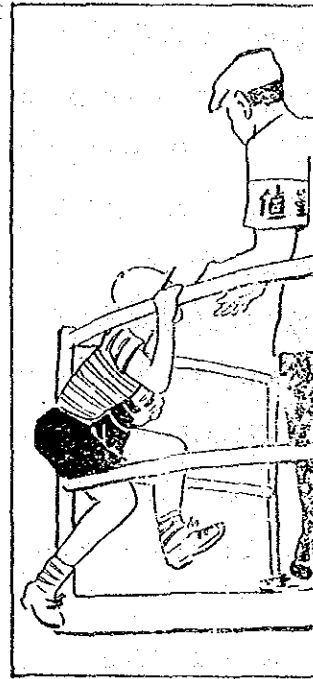
③



④



⑤



討論のあと板書 ガードレールを跨いだりせず、礼儀正しく歩行する習慣を養う。

みなさん、この授業を通して、交通秩序を守るには、一つには、必要な交通施設があること、一つには私たちが礼儀正しく運転、歩行することが大切だということがわかりましたね。

- (1) 外出し外を歩くときは、絶対に、三々五々かたまり、手をつないで低速車道を歩き、道路をふさいで、後ろからくる非原動機付車両が通るに通れないというような状況をつくってはならない。
- (2) ガードレールや分離帯をくぐり抜けたり跨いだり、それに座ったりしてはならない。
- (3) 沿道の住民は、ガードレールに物を絶対、干してはならない。

VII

課 題 乗車の決まりを守る。

学年 4 (上)

授業の要求

生徒に、乗車の決まりを守ることの大切さを理解させ、自主的に公共秩序を守り、交通安全を保障するよう教える。

授業の要点

1. 乗車の決まりを守り、道路のスムーズな通行を確保する。
2. 乗車の決まりを守り、人身の安全を確保する。
3. 乗車の決まりを守り、「三つの“なければならない”と、三つの“てはならない”」を実行する。

授業の進め方

1. 導入の話しをして、課題に導く。

みなさん、親戚の家に行ったり、戸外活動をしたりするのに、よく路面電車やバスに乗ります。では、どのように乗ったら安全でしょう。車に乗るには、どんな決まりがあるでしょう。今日は、このことに関係あることを勉強しましょう。課題は（板書）、乗車の決まりを守る、です。

2. 物語を聞かせ、理屈をわからせる。

すばらしい車掌さん

林さんはバスの青年車掌で、ふだん、とてもきちんと仕事をします。公共秩序を守らない人を見れば、勇敢に注意します。年上の仲間や同僚の青年たちは、みな、彼はすばらしい車掌だ、とほめます。

ある日の夜、バスが終点に停まると、何人かの得体の知れない人がやってきて、騒ぎだし、勝手にバスを動かし始めました。運転手が止めると、この人たちは、もうれつに運転手に殴りかかり、すさまじい威勢でした。林さんは、これを見て、勇敢に立ち上がり、この人たちをにらみつけ、「何をするんだ」とどなりつけました。心にやましいところあるこの人たちは、さすがに気がとがめたのか、周りの人たちに責められると、こそこそと逃げだしてしまいました。

ある年の春節の前の晩にも、林さんが試される機会がありました。

7時過ぎ、バスは終点に着きました。

バス停の秩序を保つため、ここでは、客の降りるところと乗るところが分けられており、二つの場所は、あまり離れていません。決まりでは、バスは乗客を下ろしてから、Uターンすることになっており、Uターンしてから乗客を乗せます。

林さんのバスが降車所に止まり、乗客が秩序正しく下りているとき、突然、二つの黒い影が入ってきて、下りる人の中を横にぶつかり前にぶつかりながら、車に乗り、鷹揚に座席に座りました。

林さんは2人をチラと見ると、すぐ2人のところへ行き、静かな声で、下りて、向かいの乗車所へ行って、並んで乗るように言いました。

しかし、2人は、どうしても降りません。

林さんは、「Uターンのときは、乗客を乗せない、というのが私たちの決まりです。それに、みんなが、あなたたちのようにしたら、公共の秩序が乱れてしまうでしょう」と言いました。声は大きくありませんでしたが、ことばつきは、とても、きっぱりしていました。

2人は、仕方なく車を降りました。

バスがUターンして乗車所のほうへ回ると、あの2人も乗ってきて、わざと騒ぎ、耳ざわりな変な声を出し、林さんが厳しく止めても聞きません。

この2人は、車が走っている間中、騒ぐのを止めませんでした。バスがある停留所に止まり、林さんが1人のおばあさんを支えて車を下ろしてあげ、車に戻りかけたとき、この2人がドアを目がけて突進し、林さんを車の外に押し出し、なにやらかにやらどなりながら、げんこつを突き出しました。

「止めなさい」。林さんが言い終わらないうちに、林さんは思いきり2発、殴られました。

林さんは、それでも少しも恐れず、この2人に顔を突きつけて、大声で「こんな無茶苦茶なことをするんなら、交番へ行こう!」と叫びました。

2人は、また林さんを殴ろうとしました。「止めろ、止めろ」。乗客や通りがかりの人たちが取り囲み、2人の手を押さえました。

「秩序を乱したうえ、人を殴るなんて、もってのほかだ」

「若い人、悪いことを覚えちゃいけない」

「車掌さんが辛抱強く言い聞かせたのに、どこが間違っているんだ」

「車掌さんに、よく謝らなければいけない」

人々は、みな口々に激しく2人を責め、暖かく林さんのことをほめてくれました。

人々の力で、2人は頭を下げ、誤りを認めざるをえませんでした。

林さんと乗客がバスに戻り、バスは再び動き出しました。車の中には、また林さんの声が響いています。「みなさん、いっしょに乗車の決まりを守り、よい社会気風をつくりましょう。

討 論

1. 人々はどのように激しくこの2人の青年を批判したのか。
2. 人々は、どうして林さんをほめたのか。

3. 乗車の決まりを守ることと、よい社会気風をつくることと、どういう関係があるのか。

☆ 礼儀正しく乗車することは、その町、その国の科学文化のレベルと精神文化の反映である。

4. 乗車の決まりを守ることと、道路のスムーズな通行を保証することには、どんな関係があるのか。

☆ 人の体には、大小の無数の血管が通っていて、1人の人の生命は、血液の循環によって支えられており、血管が詰まって血液の流れが止まると、人の生命も終わってしまう。上海には大小1, 4 2 3の道路があるが、この無数の道もちょうど血管と同じで、原料、製品、生活必需品の輸送という大切な働きをしており、これが滞ると、都市がマヒしてしまう。

板書 乗車の決まりを守り、道路のスムーズな通行を守る。

5. 乗車の決まりを守ることと、人身の安全を守ることと、どんな関係があるのでしょうか。

☆ 車両が、まだ、きちんと停まっていないうちに、争って車に乗ると、車から落ちて死傷事故になりやすい。またドアが閉まりきらないところを争って乗降すると、体や手足を挟まれて、けがをしやすい。また狭いドアを、たくさんの人が押しあって乗降すれば、押されてけがをしたり、転んだりしやすい。また乗客が車道上で車を待っていると、他の車両に与える影響も大きく、乗客にとっても、とても危険である。また無理に車にぶらさがれば、乗降客にも迷惑をかけるし、バスの停車時間も長くなって、正常な秩序が乱され、生産、仕事に影響する。

板書 乗車の決まりを守り、人身の安全を確保する。

3. 決まりを学び、それを実行するような指導をする。

公共交通は、人々の日常の仕事、生活になくてはならない部分であり、交通をうまく管理し、人身の安全を守るためには、乗車の決まりを守らなければならない。乗車の決まりには8条があるが、私たちと密接な関係があるのは、三つの「なければならない」と三つの「てはならない」である。

(1) 歩道上で車を待たなければならない。低速車道上に立って待ってはならない。

(2) 順番に並んで車を待たなければならない。先を争ってはならない。

(3) 自主的に切符を買わなければならない。頭や手を車外に出してはならない。

板書 乗車の決まりを守り、三つの「なければならない」と、三つの「てはならない」を守る。

みなさん、この三つの「なければならない」と「てはならない」と比べて、自分は何ができていないか、何ができていないか、どうやって改めるか、考えてください。

課題 車は急に止まれない。

学年 4 (下)

授業の要求

生徒に、車に関する基本的ないくつかの常識を理解させ、車の特徴を把握させ、交通事故を防ぐ。

授業の要点

1. 車は走行の速度が速いので、ブレーキをかけても、すぐには止まらない。
2. 都市の交通運輸は、たいへん混雑しているので、より安全に心がけなければならない。

授業の進め方

1. 新しい課に導入し、課題を提示する。

(1) みなさん、道を通るものに、どんな車がありますか。

(2) 人の力で動かす車には、どんなものがありますか。エンジンで動く車には、どんなものがありますか。

自動車は、エンジンで動く車の一つです。自動車のような原動機付車両は、ブレーキをかければ、すぐ止まるのでしょうか。いいえ……。

課題の板書 車は急に止まれない。

2. 物語を聞かせ、理屈をわからせる。

車は急に止まるか

学校が終わって、みんな、次々と家へ帰って行きました。

夕焼けに包まれた大通りは、車と人で、たいへんな混雑です。遠ちゃんは、校門を出ると、なんだか、とっても自由な気分になりました。そうさ、先生がそばにいなくなり、何をしたらいいでしょう。かばんの中から小さなボールを取り出すと、遠ちゃんは、サッカーチームの練習をまねて、道でボールを蹴り始めました。

それを見つけたクラス委員の敏さんが、まじめな顔で遠ちゃんを注意しました。「こんなところでボール遊びをしてはだめ。道は車が多いから危ないわ」。ところが遠ちゃんは、知らん顔。そのうえ、アカンペーなどして、「なにが危ないもんか。車はブレーキをかければ、すぐに止まるんだから、ぶつかるわけがないさ」なんて言っています。敏さんが、いくら言っても、効きめはないようです。

2人が言い争っているのを、交通警察のおじさんが聞きつけて、やってきました。おじさんは、敏さんをほめ、次にやさしく遠ちゃんに言いました。「ぼく、車はブレーキをかければ止まると

思っているみたいだね。でも、それは違うよ。きみも知っているだろう。かけっこをしてゴールに走り込んだとき、何歩か前に出ないと止まれないだろう。あれと同じで、走っている車も、止まるには、前にいくらか飛び出さなければ止まれないんだよ。例えば、時速30kmで走っている車の運転手のおじさんが、前の方に、めちゃくちゃな横断をしているひとを見つけてブレーキをかけるとすると、ブレーキをかけるまでに、まず、だいたい1秒かかる。この1秒の間に車は8m以上も進んでしまうんだ。

ブレーキをかけた後、車輪は止まるけれど、前に突っ込む力と慣性というので、車は、さらに6mも進んでしまう。結局、車は14m進んで、やっと完全に止まれるということなんだよ。どうだろう。道路で、かけっこをしたり遊んだりするのは危なくないかい？」

おじさんの話を聞いていて、敏さんは、ある事を思い出しました。

「おじさんの言うことは本当だわ。私の家のお隣の方明くんは、道路でボール遊びをしていて、車にぶつけられて、けがをしたの」

敏さんは、続けて、遠ちゃんに方明くんの話を始めました。

その日方明は、クラスメートと道でボール蹴りをしていたのですが、突然、ボールが真ん中へ転がって行きました。方明くんは、ボールを取りに飛んで行ったのですが、ちょうど、そこへ1台の車が走ってきました。運転手さんは急ブレーキをかけましたが、もう間に合いません。方明くんは車にはねられ、道路に倒れました。もう、どうしても起き上がれません。方明くんの右足はひどく骨折していたのです。それに車に乗っていた3人の乗客もけがをしました。

これを聞いていた遠ちゃんは、がまんできずに言いました。「おじさん、敏さん、ぼくもう二度と、道ではボール遊びはしません」。交通警察のおじさんは、うれしそうに言いました。「自分で、しないでじゃなく、君のクラスメートにも注意しなければだめだよ。いいかい」。

「はい」。遠くんは、きっぱり答えました。

討 論

- (1) 遠くんは、どうしてクラス委員、敏さんの言うことを聞かなかったのか。
- (2) 交通警察のおじさんは、どのように、遠くんをさとしたか。
- (3) 車の運転手が、ある状況を発見してから、車が完全に止まるまで14m進んでしまうというのは、科学的根拠があるか。いっしょに計算してみよう。
 - ① 運転手が何かを発見して急ブレーキをかけるまで、少なくとも1秒かかる。いったい1秒とは、どのくらいの時間か。
 - ② 市街地の規定のように、車が時速30kmで走っているとすると、この1秒の間に、車はどのくらい進むか。

$$(30,000\text{m} \div 60 \div 60 \times 1 = 8.32\text{m})$$

- ③ さらに、ブレーキをかけてから慣性で6 m前に進むと、あわせて、どのくらい進むか。
($8.32 + 6 = 14.32\text{m}$)

- (4) 車は急には止まらない。

板書 車の走行速度は速いので、ブレーキをかけても、すぐには止まらない。

- (5) 雪、雨、霧の日は、車のブレーキに、どんな影響があるか。

- (6) 車が急ブレーキをかけたとき、乗客には、どんな影響があるか。

- (7) 車がブレーキをかけると、道路には何が残されるか。これは、どんな損失となるか。

☆ 車が急ブレーキをかけたあとには、深いタイヤ跡が残される。関連部門の測定によると、車が1回急ブレーキをかけると、タイヤのゴムがだいたい運動靴1足分摩滅し、さらに車の機械の振動とガソリンの消耗で、あわせて5元余の人民元の損失があるという。

- (8) この課の勉強をして、何がわかったか。

☆ 国民経済の発展に伴って、上海の車両はどんどん増えており、現在、原動機付車両だけでも10万余台を数えている。都市の交通運輸が繁雑になればなるだけ、交通規則を守る必要性も高まってくる。

板書 都市の交通運輸が繁雑になればなるだけ、交通安全に気を配らなければならない。

3. 事故例を分析し、要求を提示する。

1982年2月15日午後2時10分前後、2歳にならない児童・李が、姉に連れられ、浦東南路を歩いていた。当時、姉は弟に、道を渡るときは、よく車を確かめて渡り、むやみに走ってはいけないとさとしていたが、李は、道路上の車も少なく、北からくる車もかなり遠いを見て「大丈夫」と一声答えると、向かいの道路に向かってかけかけ出した。

彼は、北からの車ばかりに気を配り、南のほうからくる車がないかどうかを見ていなかった。このとき、上海製革加工場の戴運転手が08-1540の大型トラックを30kmの時速で運転してきた。運転手は、李が道の端から飛び出すのを見つけ、すぐにブレーキをかけたが、距離が近すぎ、トラックの飛び出す力と慣性で李ははねられた。李は病院に運ばれ手当を受けたが「脳の外傷、外傷性ショック」で手当のかいなく死亡した。

討 論

誰の誤りから、この事故が起こったのか。

この課の勉強を通して、私たちは、車はブレーキの設備があるが、ブレーキをかけても、すぐには止まらないということを学んだ。だから、道路を通るときは、自主的に交通規則を守り、いつでも車を避けられるように心を配っていなければならない、車の前や後ろから、むやみに道を渡ってはならない。交通規則を守ることは、国家の行政法令の一つであり、社会主義法則の重要な

一面でもある。個人の安全、家庭の幸福、国家の繁栄のために、交通規則を守ってほしい。

IX

課 題 季節の特徴をつかみ、交通安全を心がける。

学年 5（上）。

授業の要求

生徒に季節の気候の特徴を理解させ、客観的な規律をつかませ、自主的に交通安全に取り組むよう教える。

授業の要点

1. 春、雨が降り続けているとき、傘をさして歩く場合は、よく気をつける。
2. 夏、炎暑下、涼むときには、よく注意する。
3. 秋、微風が吹くときに、たこを揚げるのは、あまりよくない。
4. 冬、雪が舞っているときは、路が滑るのを忘れず、よく注意する。

授業の進め方

1. きっかけの話をし、課題を導入する。

(1) 1年には四季の変化がありますが、春、夏、秋、冬、四季の気候には、どんな特徴があるか。誰か言えますか。

板 書 春の長雨。

夏の炎暑。

秋の微風。

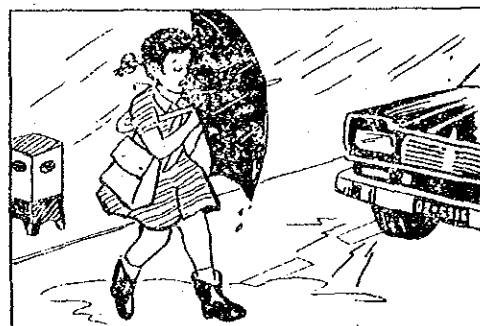
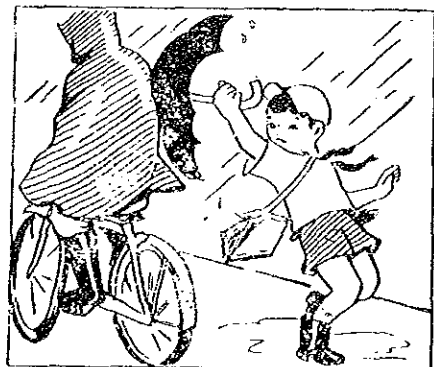
冬の降雪。

(2) 四季の気候の変化と特徴がわかりましたが、これは、交通安全と、どんな関係がありますか。それについて、この授業で勉強します。

課題の板書 季節の特徴をつかみ、交通安全を心がける。

2. 見て、話し合い、特徴をつかむ。

(1) 春は、小雨が降り続きますが、傘をさして外出するときには、何に注意しなければなりませんか（図12、13）。

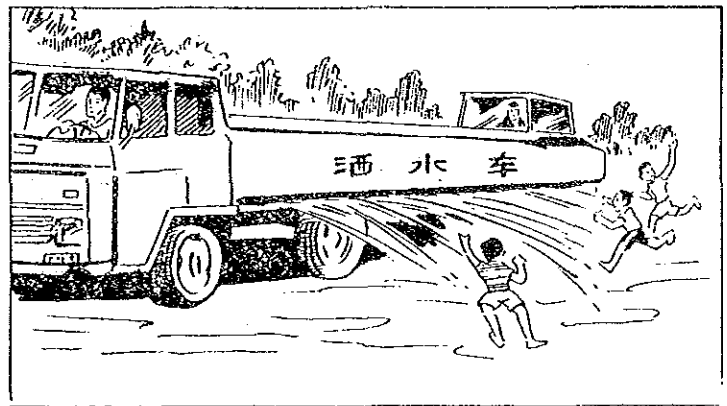
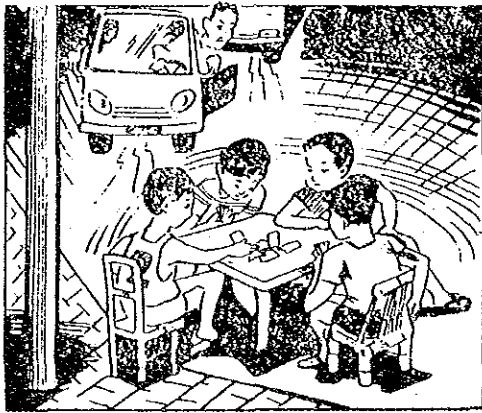


☆ 傘をさして道を歩いたり、道を渡ったりするとき、傘を低くすると、前の人や、左右からくる車ははっきり見えず、人を傷つけたり、車にぶつかったり、しやすい。

板書 傘をさして歩くときは、よく気をつける。

(2) 夏は蒸し暑いですが、どんなことに注意しなければなりませんか。

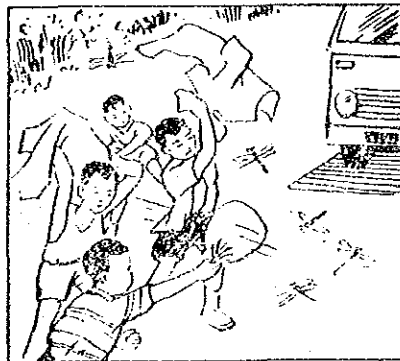
☆ できるだけ家の前の歩道上で涼み、人が通るところをあけ、歩道を全部占領してはいけません。もちろん道路に出てトランプをしたり、将棋をさしたりしてはいけません。散水車を追いかけたり、川で泳いだりしてはならない(図14、15)。



板書 涼むときには注意する。

(3) 秋は天高く、空気はさわやかで、また台風も多いですが、どんなことに気をつけなければなりませんか。

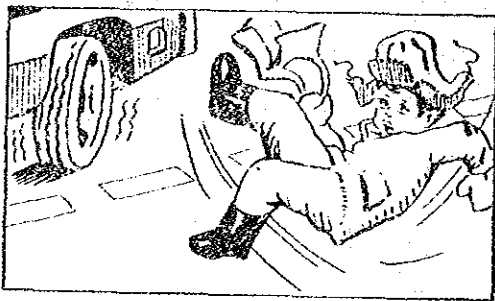
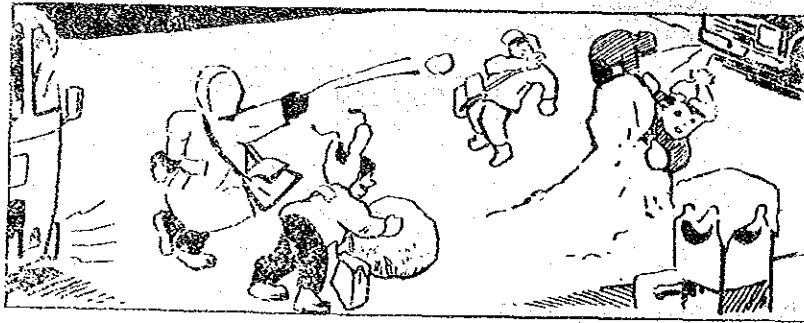
☆ 道路で、とんぼを取ってはならない。市街地や高圧線の下で、たこを揚げてはならない(図16)。



板書 市街地で、たこを揚げるのは、よくない。

(4) 冬は寒く、地面が凍ったりしますが、どんなことに気をつけなければなりませんか。

☆ 冬、積雪のある、あるいは凍った道路を通るときは、横向きに、斜めに歩いたり、後ろ向きに歩いたりしてはならない。必要なときは、鞋に草縄をつけて、滑り止めにする。道路で、雪だるまを作ったり、雪の球を転がしたり、雪合戦をしたりしない。冬のマラソンのときは、道の端を走らなければならない(図17、18、19、20)。



板書 道が滑ることを忘れない。

3. まとめをし、要求を提出する。

1. 今日の授業で、何がわかりましたか。

2. どの点が、もう、できていますか。できていないのは、どの点でしょう。どうしてですか。
どうやって改めますか。

X

課 題 道路は遊び場ではない。

学年 5（下）。

授業の要求

組織的、規則的な要求を深めた教育をし、生徒に自主的に交通規則を守り、道路で騒いだり、交通安全の妨げになるようなことをしないよう要求する。

授業の要点

1. 道路は危ないところ、車にぶつかったら災難。
2. 道路で遊んではならない。交通規則は守らねばならない。

授業の進め方

1. きっかけの話をし、課題を提示する。

(1) 「馬路」というのは、何を指しますか。

☆ 「馬路」は車道の通称。

(2) どうして車道のことを「馬路」というのか、知っていますか。

☆ むかし、道路は、馬や、かごの通るところだった。城隍廟に行くと、道路がとても狭いが、それは、あの道路は役人たちが使うためのもので、貴族は馬か、かごに乗って通り、庶民は、ふつう、みな歩き、荷物は手に持ったり、肩に担いだりしていたため、最も古い時期の道路は、みな、3、4 mほどの幅しかない。

(3) 現在の「馬路」には、どんな変化が見られますか。

☆ 現在の道路は、先進的な交通機関の走るところになっている。それに、年ごとに車両の数が増え、道路はだんだん広くなり、ふつうは8、9 mの幅がある。しかし近年は、四つの近代化建設の急速な発展に伴い、車両の数も大幅に増え、原動機付車両は10万台、非原動機付車両は300余万台を数えており、交通量が急増し、行き来する車は、まるで川のように絶え間なく、上海の道路はやはり狭い、という感じを与えている。このような道路条件のもとでは、車両の正常な走行と歩行者の安全な通行を確実に守らねばならず、路上で遊んだりするのは、もってのほかで、絶対に道路を遊び場になどしてはならない。

課題の板書 道路は遊び場ではない。

2. 典型的な例により、教訓を学ぶ。

つらい思い出

—— あるクラスメートの訴え ——

みなさん、ぼくは、みなさんが自由に遊んだり、きちんと列をつくって、学校へ行ったりす

るのを見るたびに、羨ましくて仕方がありません。ぼくも、もともとは、五体満足な健康な子どもだったのです。それにスポーツもやっていました。でも今は、もうぼくの右足はありません。なんて悲しいことでしょう。

ある日の午後、緊迫した激しいサッカー試合が終わり、私は張利鋒、林若風、李好求たちといっしょに、かばんを肩に、手には小さなサッカーボールを持ち、勝利の喜びにひたりながら、学校の運動場を後にしました。家に帰る道すがら、ぼくたちは盛んに、いま終わったばかりの試合について話しました。話しながら、道路を横切ったのですが、話のほうにずいぶん力が入っていました。

李好求が言いました。「今日は小風は大活躍したよ。向こうのボールがきたとき、ちょうど、こっちの後ろが空っぽだったろう。幸い小風が目ざとかったし、足も速く、風みたいに飛んできて、ボールを蹴り返したからセンターまで返ったけれど、本当に危なかったよ」。林若風は好求がほめるのを聞いて、どんなに気持がよかったことか。

そこが道だってことも、周りは車が行き来していることも忘れ、李好求の手の中のボールを本当に蹴り出してしまったのです。ボールはちょうど道路の左側の高速車線の上に落ちました。ぼくはコートの中ではレフトフォワードを受け持っていました。ですから、このボールを見て、すぐに迎えに出ました。ちょうどセンターフォワードの張利鋒にパスしようとした、まさにそのとき、近くに鋭い叫び声を聞きました。その後のことは何も覚えていません。

意識が戻ったとき、ぼくは、もう病院のベッドに横になっていました。目を細くあけると、お医者さんが忙しく何かしており、張先生もぼくのベッドのそばに立っていました。先生は、いつものように、ほほえみながら、ぼくのほうを見ていましたが、目には涙をためていました。ぼくは何か言いたいと思ったのですが、どうがんばっても、何も言えませんでした。

いつの間にか、ぼくの部屋は変わっていました。救急手当室から病院に移ったのです。父、母、兄、姉、クラスメート、そして何人かの近所の人と、知らない人たちが私のベッドを囲んでいました。みんながベチャクチャとやっていました。「こんなに小さいのに、本当に残念ね」。「道路は本当に危ないところ、子どもを道で遊ばせては絶対だめよ」。「なかなか見込みのあるサッカー選手だったらしい。それなのに、いまは1本足になってしまって・・・」。

病院側は、力を尽くしてくれたのですが、ぼくの右足は大部分が失われました。交通事故が私の右足を奪ったのです。私は身体障害者となりました。本当に、どんなに悔やんでも足りません。いろいろ考えてしまうのです。もし、ふだん、まじめに、先生が交通安全を教えるのを聞いていれば、もし、ふだん、交通規則をきちんと聞いていれば、もし、ふだん、交通規則をきちんと守っていれば、身体障害者になることはなかったのに、と。

みなさん、ぼくとともに、この悲しい教訓を胆に銘じてください。

討 論

- (1) この子どもの右足は、どのように失われたのか。
- (2) 人々は、この交通事故について、どのように言っていたか。
- (3) この子どもの訴えは、どうして「悲しい思い出なのか」。
- (4) 私たちは、この中から、どんな教訓を学ばねばならないか。

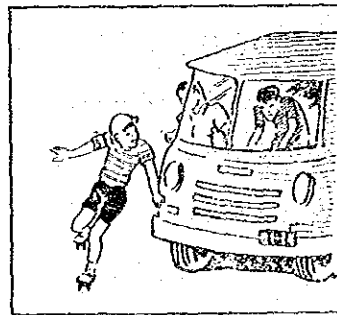
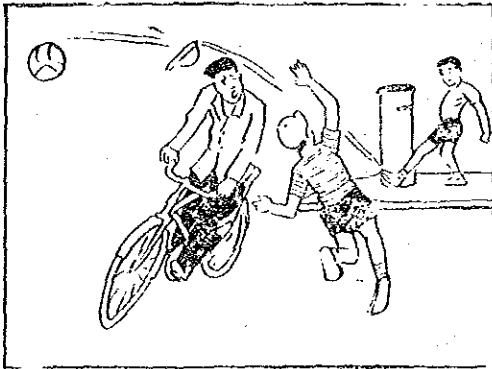
板 書 道路は危ないところ、車にぶつかったら災難。

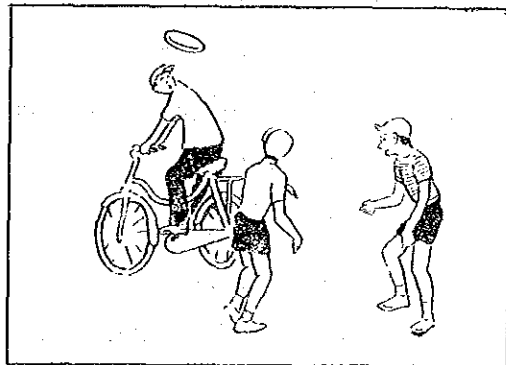
3. 見て、話し、是非を見分ける。

この何人かの子どもを見てください。やっていることは正しいですか。

この子どもたちは、ある子どもは道路でゴム跳びをし、ある子どもは道路でボール遊びをしたり、ローラースケートをしたり、ブーメランを飛ばしたり、お互いに取り合って、全然、周りのことはおかまいなしですね。これでは、すぐに車にぶつかってしまいます。それから、ある子どもは車にぶらさがったり、よじ登ったり、車に物を投げつけたりして、けがをしたり、物をこわしたりしています。これは、社会道徳や交通の法規に反する行為です。私たちは、こういう悪い行為を抑えて、次のことをしなければなりません。

1. 礼儀正しく道徳を守り、車に物を投げつけたりしない。
2. 規律を守り、道路でふざけたり、走り回ったりしない。
3. 自分の安全に心がけ、車にぶら下がったり、よじ登ったりしない。
4. 交通規則を守り、道路で交通安全の妨げとなる、さまざまな行為をしない（図21、22、23、24）。





XI

課 題 自転車に乗るときの決まり。

学年 6 (上)。

授業の要求

「都市交通規則」の中の自転車に乗るときの関連規定の学習を通して、生徒に、安全に自転車に乗るための常識の一部を理解させる。

授業の要点

1. リンリン、心を集中させて、ゆっくり走る。安全装置を完備し、低速車道を順番に走る。
2. 交差点では、目をよく見開き、赤信号では、線の外側で止まり、曲がるときには手を挙げ、車と道を争わない。

授業の進め方

1. 聞いて計算し、意義を理解する。

- (1) 課題の板書 自転車に乗るときの決まり。
- (2) みなさん、1人で自転車に乗って、道路に出たことのある人？
- (3) もう自転車に乗れるようになったけれど、まだ道路に出たことのない人？
- (4) 自転車の練習をしたい人は？

わあ、こんなにたくさんの方が自転車に乗りたいのですか。確かに自転車は、とても乗りやすいし、値段も安く、また使うのに軽くて、小回りがきくので、いまの段階では、我が国の人々の主な交通手段になっていますね。上海だけでみても、1983年の統計では、自転車はすでに270余万台あったそうです。みなさん、ちょっと計算してみてください。

☆ 1983年末までで、上海には270万台の自転車があった。どの自転車の長さも2mということにすると、この自転車を並べていって上海と北京の間を___往復することができる(上海から北京までは1,400km)。

☆ 上海には、現在、大小の道路が1,400本あり、その全長は1,000kmである。全市の自転車270万台が、この長さだとして(2m)、1台1台道路に並べていくと、___列できる。

上海の自転車は、本当に多いですね。自転車の急増によって、道路の自転車交通量もだんだん多くなり、また、自転車の事故等が起こる率も高くなっています。みなさん、もう一度、計算してみてください。

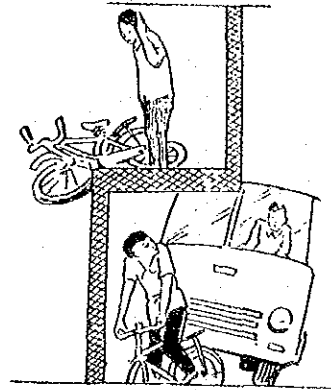
☆ 1983年、全市で7,370件の交通事故が発生したが、このうち3,645件が自転車と関係のある事故だった。自転車事故は、全交通事故の何パーセントか。

☆ 1983年、全市で444人の人が交通事故で亡くなった。このうち151人が自転車と関係があっ

たが、これは全体の何パーセントか（図25）。

(5) 計算をしてみて、どんなことがわかりましたか。

☆ 自転車の交通安全を確保することは、市の交通安全を確保するうえで、たいへん重要な部分となっている。このため我々小学生も、「自転車に乗るときの決まり」を、小さいうちから、少し学んでおかなければならない。ある者は、「まだ自転車に乗れないのに、こんなの勉強してどうするのか」と言うが、この考え方は間違っている。なぜなら、今日乗れないということは、明日も乗れないということにはな



らないので、みんな、いつかは自転車の列の中に加わり、仕事や勉強や生活上の中で、自転車に役に立ってもらうのだから、まず自転車に乗るときの「決まり」と「知らねばならないこと」を少し理解し、将来、安全に乗るための準備をしなければならない。また、たとえ、これから自転車に乗らないにしても、自転車に乗る場合の基本的な常識を知っていれば、正しく自転車を避け、自分の身の安全を守るのにも役立つはずである。

2. 考え、答え、「決まり」をしっかりと頭に入れる。

(1) 自動車はナンバープレートがあり、自動車の運転手には運転免許証がありますが、自転車にもナンバープレートが要るのでしょうか。

☆ (ナンバープレートと走行証を見せて) ナンバープレートの通称を許可証という。鉄、アルミ、ビニールなどでできており、自転車の後ろの横棒に取り付ける。走行証は通称を「牌照」という。乗る人の氏名、職場、住所、車型、ナンバー、外形、色、スタンプ等が入っている一種の証明書で、車両の所有権を証明するものである。走行証は、いつも身につけていなければならない、人に貸したりしてはならない。

(2) 自転車には、どんな安全装置がありますか。

☆ 自転車のブレーキ、ベル、鍵は安全装置である。ブレーキは速さを落としたり、止まったりするのに使う、安全な通行には、どうしても必要な装置である。ベルには、ふつうのベルや電導式のベルがある。安全装置は全部、整い、きちんと使えなければならない。

(3) 自転車は、道路上で、どんなことに気をつけなければなりませんか。

☆ 自転車は低速車道を走り、高低速を分けていない道路では、右側に寄って走らなければならない、高速車道を走ってはならない。

板書 リンリン、心を集中させ、ゆっくり走る。

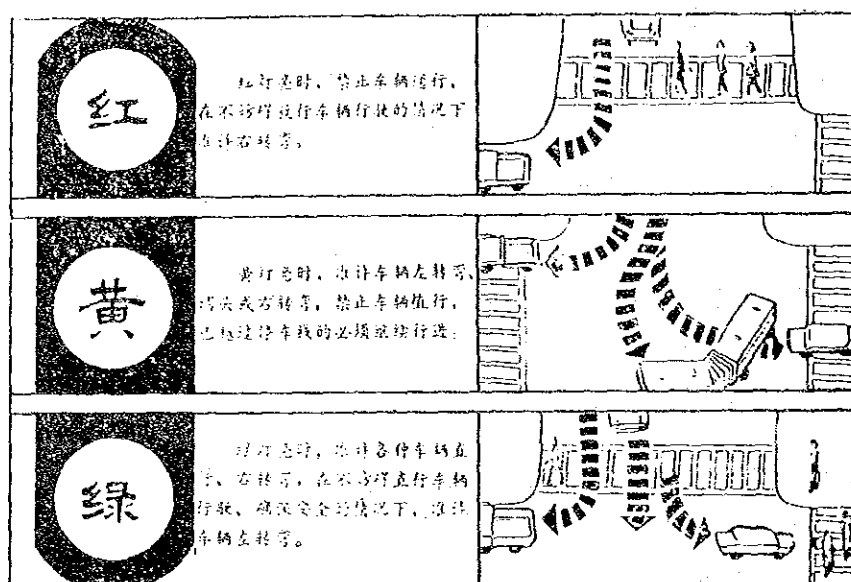
安全装置は完全に、低速車道を順番に走る。

(4) 自転車は、十字形交差点では、どんなことを注意しなければなりませんか。

☆ 信号が赤のとき。車両の通行を禁止する。通行を許されている車両の通行を妨げなければ、右折をしてもよい。

信号が黄色のとき、車両の左折、Uターン、右折を許可するが、車両の直進は禁止する。停止線を越えてしまったときは、そのまま進まねばならない。

信号が青のとき。各種の車両は直進、右折することができる。直進車両の通行を妨げず、安全が確保できる状況下で、左折してもよい(図26)。



(5) 自転車に乗るとき、どんなところで特に気をつけ、慎重でなければなりませんか。

☆ 下り坂、横町の出入口、公共の場所、学校の近くでは、速度を落とし、慎重に乗る。また、バスが停留所に入るときには、道を譲る。

(6) 自転車は、曲がるときに、どんなことに気をつけなければなりませんか。

☆ 曲がるとき、手を伸ばして知らせ、直進する車両に道を譲らねばならない。

板書 交差点では目をよく見開き、赤信号は線の外でとまる。

曲がるときには手を伸ばし、車と道を争わない。

3. 勉強し、話し合っ、要求を出す。

(1) みなさんは、いま、いくつですか。まだ13歳になっていませんね。知っていますか。

☆ 「上海市都市交通管理实施细则」の第3条には、「13歳以下の児童は、いずれも、車両の運転をすることはできない」とある。もう自転車に乗れる者も、13歳になるまでは、自転車に乗って道路にでることはできない。

(2) どうして13歳以下の子どもは、自転車に乗ってはいけないのでしょうか。

☆ 自転車の構造は、成人が乗ることを想定して設計される。また、乗るときは、車両の重心を把握しなければならず、何かあったときには、すぐにブレーキをかけなければならない。だから、自転車に乗る人には、一定の体力と智力と乗車技術が要求され、また、交通に関する常識、及び、さまざまな事物、状況に対する識別能力、分析能力、判断能力が必要とされる。これらがあってはじめて、車両の安全な使用が可能となる。

医学、生理学の資料の分析によれば、1人の人間の発育は、ふつう、13歳になったときはじめて、上述のような最低条件をだいたい満たす状態に至り、熟練し正しく乗ることができるようになるには、さらに一定の時間、過程を経なければならない。このため交通規則は、安全を保障するという原則から、13歳未満の子どもの自転車乗車を禁止したのである。

(3) 自転車の練習をするときは、どんなことに気をつけなければなりませんか。

☆ 幹線道路と繁雑な路上は、人、車の流れが多い。自転車に乗れない、あるいは乗り始めたばかりで、自転車の性能がよくわからず、乗ったときの慣性作用に慣れていない者は、しばしばハンドルを操作できず、重心がしっかり保てないで、左右に揺れたり、ひどい場合は、曲がりくねって走ったりし、また他の車両に出会うと慌ててしまい、他の車両や歩行者の正常な通行の妨げとなったり、歩行者や他の車両にぶつかって交通事故を起こしたりする。このため、交通規則は、「交通が繁雑な道路上で、自転車の練習をしてはならない」と規定している。

みなさん、今日は「自転車に乗るときの決まり」を勉強しました。みなさん、これをいろいろな人に教えてあげ、上海の交通秩序を守るために努力しましょう。

XII

課 題 規則違反は、必ず追及する。

学年 6 (下)

授業の要求

生徒に、自転車に乗って規則違反をするのが、交通事故の主な原因であることをわからせ、自転車に乗る場合の人身の安全を守り、四つの近代化の順調な達成を促進するために、都市交通規則を守るよう宣伝するよう要求する。

授業の要点

1. 他の車につかまってはならない。
2. 逆行して通行してはならない。
3. 高速車道を走ってはならない。
4. やたらに自転車を駐車してはならない。
5. 歩道を走ってはならない。
6. 交通が入り組んだ路上で、自転車の練習をしてはならない。
7. 他人を乗せて走ってはならない。
8. 赤信号を無視したり、停止線を越えたりしてはならない。
9. 両手をハンドルから離したり、止肩に手をかけて並進してはならない。
10. 追いかけてこ、ジグザグ運転、競争をしてはならない。

授業の進め方

1. 前のほうの課の復習をし、新しい課を導入する。

(1) みなさん、自転車に乗るときは、どんな決まりを守らなければなりませんか。

(2) 通行中の車や人の安全をしっかりと守るために、私たちは交通規則を守らなければなりません。

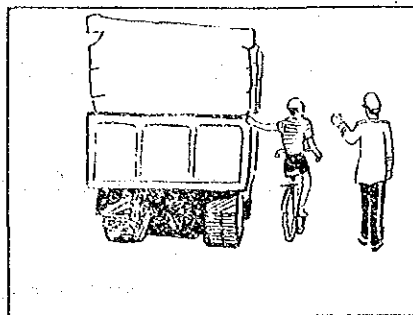
しかし、人によっては、安全走行の常識に欠けていたり、ぼんやりしていたり、あるいは技術を自慢したかったり、自分に便利なことばかりを考えていたり、しばしば意識して、あるいは無意識に、規則違反をしています。そして、これが交通事故の大きな原因になっています。ですから、規則違反の乗車をする人には、必ず注意しなければなりませんし、止めるのを聞かない人からは、罰金を取ります。それでは、どんな行為が違反行為なのでしょう。この課では、このことを勉強します。

課題の板書 規則違反は、必ず追及する。

2. 10の禁止をしっかりと心にとめる。

(1) どうして、「他の車両につかまってはならない」のか(図27)。(板書)。

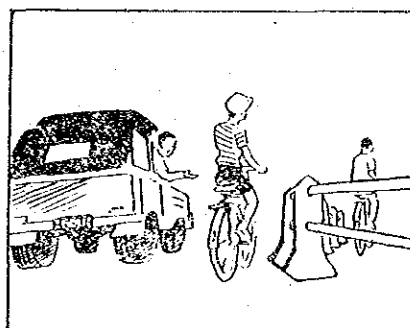
☆ 自転車に乗って、他の車につかまる、
 という行為は、多く近郊の大通りで見ら
 れる。自転車に乗っている者が、自分の
 力を省くために、原動機付車両に片手で
 つかまり、もう一方の手でハンドルを握
 って、他の車の動力で自転車を前に引い
 て行ってもらおうとするのである。しか
 し、自転車に乗っている者は、原動機付
 車両の進む方向に沿っていかなければな



らないうえ、さらに自転車のハンドルもコントロールしなければならず、安定度は、かなり
 大きな影響を受けている。そのうえ、原動機付車両のスピードは一般にかなり速いため原動
 機付車両がいったん何らかの事情でブレーキをかけた時、車の方向を移して何かを避けたり
 した場合には、自転車に乗っている人のほうがコントロールしきれず、バランスを失って、
 接触したり倒れたりし、車の損傷あるいは人身事故に至る可能性がある。

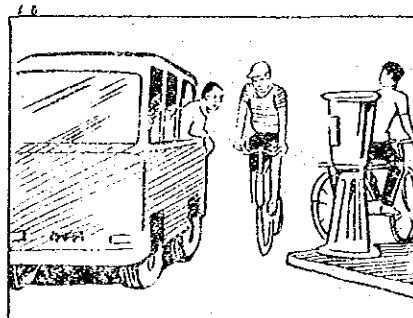
(2) どうして、「逆行して通行してはならない」 か (図28)。(板書)。

☆ 道路は行き来する車両も多く、たいへん
 混雑している。そのため、各種の車両が道
 路の右側を、順番に、決められた車線に沿
 って通行してはじめて、車両のスムーズな
 通行と、秩序が守られるのである。車両が
 逆行したり、斜めに横切ったりすれば、必
 ず、他の車両の正常な通行に影響を与え、
 秩序の混乱を招き、さらには衝突接触し
 て、交通事故にもなりやすい。



(3) どうして、「高速車道を走ってはならない」のか (図29)。(板書)。

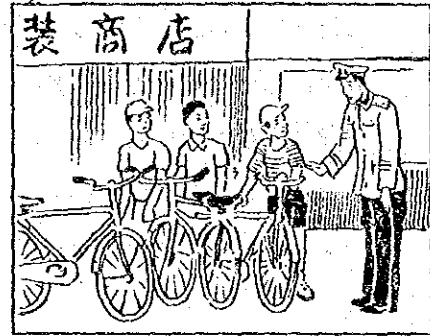
☆ 高速車道は、原動機付車両のためのもの
 で、自転車は、非原動機付車両の中に入り、
 その速度も、原動機付車両よりも遅い
 ので、低速車道を順序よく通行しなければ
 ならない。高速車道を走れば、原動機付車
 両に影響を与えるばかりでなく、原動機付
 車両に接触、衝突される可能性も高い。



ときには自動車の運転手が、接触、衝突を避けるために、たびたびブレーキをかけたりしているが、これでは車の速度にも影響を及ぼすし、乗客がある場合には、その人たちがけがをする可能性もある。高速車道に割り込んで走るのは、本当に危険で、いつ事故が起こっても不思議はない。

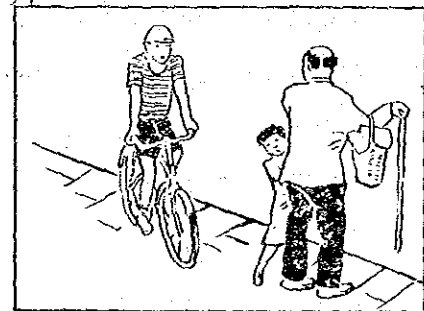
- (4) どうして、「みだりに自転車を駐車してはならない」のか(図30)。(板書)。

☆ 自転車は、自転車預り所に置かなければならない。もし、預り所がなければ、交通に影響のない支道や臨時の自転車置き場に置く。やたらに置いて歩道を塞げば、歩行者は歩道を歩かず、車道に出ることになり、交通秩序が乱れ、悪くすれば交通渋滞を招くこともある。交通秩序を守り、車両のスムーズな通行を守るためにも、自転車は、やたらに置いてはいけない。



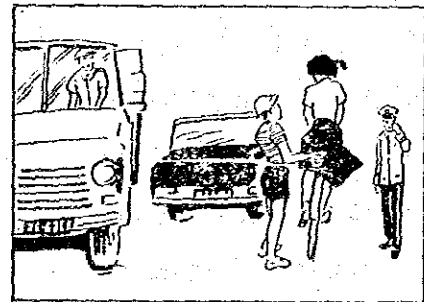
- (5) どうして、「歩道を走ってはならない」のか(図31)。(板書)。

☆ 歩道は、歩行者のためのもので、車両と歩行者が、それぞれ自分の道を行くことで、交通事故を少なくすることができる。自転車で歩道を走れば、人と車両が混じり合うことになり、歩行者の正常な通行に影響を与え、悪くすれば、交通事故も起こり得る。



- (6) どうして、「交通が入りくんだ路上で自転車の練習をしてはならない」のか(図32)。(板書)。

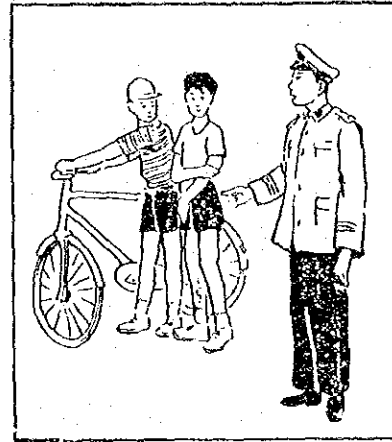
☆ 幹線道路や交通が頻繁な路上では、人、車の交通量が多いので、入りくんでいる。自転車に乗れない人が練習をするときには、よく左右にぐらぐらしたり、ジグザグに走ってしまったりするし、また何かあったときに慌ててしまい、自分が倒れたり、他の車両や歩行者とぶつかったりして、交通事故になりがちである。こ



のため、幹線道路や混雑しているところでは、自転車の練習をしてはならない、と規定されている。

(7) どうして、「他の人を乗せて走ってはいけない」のか(図33)。(板書)。

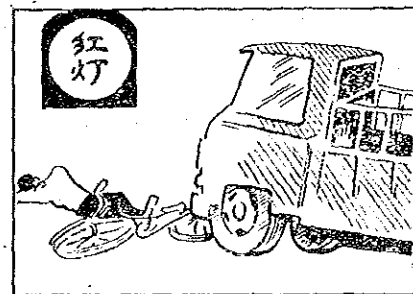
☆ 自転車は1人用の、軽く、小回りのきく交通器具であり、その構造は1人で乗ることを想定して設計、製造されたものである。自転車に人を乗せるのは、物を乗せるのとは違う。物なら、しばって1カ所にすることができるが、人を乗せるとなると、人は車両とともに揺れるので、慣性が生まれ、車両のバランスを保つのは、とても不利になり、何か



あったときには、降りるのにも、避けるのにも、とても不便で、交通事故につながりやすい。このため、市街地では、自転車に他の人を乗せてはならない(学齢以前の子どもを乗せる場合も、4項の規定を守らない場合は、規定違反として処理する)。

(8) どうして、「赤信号を無視したり、停止線を越えたりしてはならない」のか(図34)。(板書)。

☆ 「赤信号の無視」というのは、自転車が交差点を通る場合の、車両がまだ停止線に至らない(停止線がないときは横断歩道線)うちに赤信号がついたのに、続けて直進あるいは左折をする行為のことを指す。「停止線を越える」というのは、赤信号になって停車するのに、規定どおりに停まらず、車両の一部、あるいは全部が停止線を越えてしまう行為を指す。この二つは、いずれも、交差点の混乱を招き、歩行者が横断歩道内を正常に通行するのを妨げ、交通事故を起こすことになりやすい行為である。



(9) どうして、「両手をハンドルから離したり、肩に手をかけて並進してはならない」のか(図35)。(板書)。

☆ 自転車のハンドルは、通行中に方向を換え

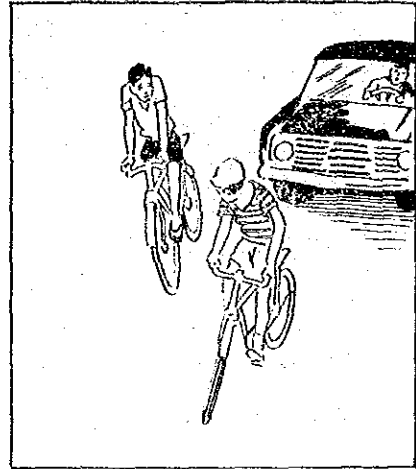


たり、乗っている者を安定させたりという働きがある。またハンドルの上には、ブレーキやベルなどの安全装置も取り付けられている。両手をハンドルから離し、肩に手を置いて並進したりすれば、自転車は容易にコントロールがきかなくなり、左右に揺れ、他の車両に影響を与え、危険性も、とても高い。

(10) どうして、「追いかけたり、ジグザグ運転で競争したりしてはならない」のか (図36)。

(板書)。

☆ 自転車に乗って、互いに追いかけあったり、ジグザグ運転をすると、追いかけあうので、しばしば速度が速くなりすぎ、他の車両のことなど頭に入らず、安全運転の考えがおろそかになって、ぶつかって倒れるという可能性が高い。また、上海の道路は狭く、人も車も多いので、ちょっと油断すると、すぐ交通事故が起きる。



3. 事故例を分析する。

1981年1月13日午後1時ごろ、長沙中学の学生・徐は、自転車で学校へ行く途中、劉と景、2人のクラスメートに会った。2人が徐に、2人を学校まで乗せていってくれ、と申し、1台の自転車に3人が乗ることになった。こうして、北京路新昌交差点まで来たとき、1人の老婦人が道路を渡っているのにぶつかり、この人を負傷させてしまった。

4. 意義を明らかにし、要求を出す。

交通規則は、国の法令の一つであり、人々がみな、守らねばならないものである。私たちは、みな、日常生活において、衣、食、住、行の四つの大事を離れることはできないが、礼儀正しく乗車すること、自転車に乗ること、歩くことも、また、我が国の人民の精神状態や社会風紀に関係してくる大きな問題である。

現在、二つの文明建設（精神文明、物質文明）を行ない、「五講四美」運動をくり広げるという中で、私たちは、「理想のある、道徳のある、教養のある、紀律を守る」人であることが求められている。

交通規則を守ることも、そのうちの重要な内容の一つであり、自主的に交通規則を守り、熱心に宣伝活動することが求められている。

JICA